23100

愛知県

名古屋市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
名古屋市産業立地促進補助金交付要綱	R2.12 改正	原則として創業後 3 年以上で、製造業に分類される事業を営む中小企業又は情報通信業に分類される事業を営む企業が、市内にオフィス、工場、研究施設を新たに建築又は取得して事業所を開設する場合 【要件】 (1)中小企業の場合は、建物、機械設備に対する投資額の合計が 5,000 万円以上 (2)大企業の場合は、建物、機械設備に対する投資額の合計が 10 億円以上かつ新規常時雇用者5人以上	＜補助対象経費＞ 新たに取得した建物、機械設備に係る固定資産税・都市計画税相当額の3年間分（研究施設の場合は5年間分） ＜限度額＞ 1 企業あたり総額 10 億円
名古屋市都市型産業研究施設開設補助金交付要綱	R2.12 改正	創業後5年以内の中小企業が、デザインラボ、なごのキャンパス、クリエイション・コア名古屋及び名古屋医工連携インキュベータに入居する場合	＜補助対象経費＞ テナント賃借料の 30%以内 ＜限度額＞ 150 万円 ※市外に本社があり、入居に際し本社を併せて移転した場合は限度額に 50 万円の加算あり ＜補助期間＞ 5年間
名古屋市内企業再投資促進補助金交付要綱	R5.4 改正	20年以上、市内に立地する工場等を有する企業が、工場、研究所の新増設等を行う場合 【要件】 (1)中小企業の場合は投資額1億円以上かつ常用雇用者 25 人以上維持 (2)大企業の場合は投資額 25 億円以上かつ常時雇用者 100 人以上維持	＜補助対象経費＞ 新たに取得した固定資産取得費用（土地を除く）の 10%以内（大企業は建物、機械設備に係る固定資産税・都市計画税相当額の3年分（研究所の場合5年分）かつ固定資産取得費用の 5%以内） ＜限度額＞ 総額 10 億円（大企業は5億円） ※新あいち創造産業立地補助金に採択されることが必要

名古屋市航空宇宙産業設備投資促進補助金交付要綱	R4.4 改正	航空宇宙産業に関する認証（JISQ9100、AS9100、EN9100、Nadcap）等を受けている中小企業が市内の事業所に機械設備やソフトウェアを購入し、設置又は構築する場合（取得価額 500 万円（税抜き）以上）	＜補助対象経費＞ 航空宇宙分野に関する設計・製造・検査で使用する機械設備やソフトウェアの取得費 ＜補助率＞ 補助対象経費の 10％以内 ＜限度額＞ 1,000 万円
なごやサイエンスパーク研究開発型企業団地研究開発施設等立地補助金要綱	R2.12 改正	テクノヒル名古屋及びなごやライフバレーの区域内において、補助対象施設を新設し、自ら下記補助対象分野に係る事業を行うもの (1) 医療・福祉・健康関連分野 (2) 生活文化関連分野 (3) 情報通信関連分野 (4) 新製造技術関連分野 (5) 環境関連分野 (6) バイオテクノロジー関連分野 (7) 航空・宇宙関連分野 (8) 新エネルギー・省エネルギー関連分野 (9) 住宅関連分野 (10)その他、本市産業の高度化に資するものとして市長が特に認めるもの ※なごやサイエンスパーク研究開発型企業団地分譲・賃貸実施要領に基づく先端的産業分野として業種を設定	＜補助対象経費＞ 〇研究開発施設等及び付随施設（試作等を行う工場、研修施設）の新設に要する建物及び設備の取得費 (1)大企業の場合は 6％以内 (2)中小企業の場合は 10％以内 ＜限度額＞ 1 億円（ただし、県補助金の間接補助の対象となる場合は 10 億円）
ＩＣＴ企業等集積促進補助金交付要綱	R2.12 改正	市内に新たに事業所を開設する ICT 企業等及び事業所を開設後にさらなる事業拡張を行う ICT 企業等 【要件】 (1)初進出型（本市初進出の企業）の場合は、床面積が 30 ㎡以上かつ事業所開設時にエンジニア等の職種 2 名以上が常駐 (2)事業拡張型（本市進出後５年目以内の企業）の場合は、事業拡張のため新たに床面積 30 ㎡以上を増床し、エンジニア等の職種 2 名以上を新たに正社員として採用かつ機器等に 300 万円以上を投資	＜補助対象経費＞ 年間賃借料の 2 分の 1（共益費、敷金及び保証金等並びに消費税等を除く）、機器等購入費の 2 分の 1（事業拡張型の場合は、さらに新規雇用正社員 1 人 につき 100 万円） ＜限度額＞ 初進出型は 500 万円、事業拡張型は 1,000 万円
外資系企業等進出促進補助金交付要綱	R4.4 改正	外資系企業等が市内に新たに事業所を開設又は事業所を開設後にさらなる事業拡張を行う場合 【要件】 (1) 本市初進出型（本市初進出の企業）の場合は、床面積が 20 ㎡以上かつ常時雇用者 2 名以上である	＜補助対象経費＞ 年間賃借料の 2 分の1 （共益費、敷金及び保証金等並びに消費税等を除く） ＜限度額＞

		こと (2)事業拡張型(本市進出後 5 年目以内の企業)の場合は、事業拡張のため新たに床面積 30 ㎡以上を増床し、かつ常時雇用者 3 名以上を新たに採用すること	本市初進出型、事業拡張型 各 300 万円
本社機能等立地促進補助金交付要綱	R5.4 改正	名古屋市内に企業を統括する意思決定機関、全社的な業務を担当する調査・企画部門、研究開発部門等を有する事業所を例とした本社機能等を、移転又は新たに開設する場合 【要件】 (1)東京 23 区内からの移転の場合は、延床面積 100 ㎡かつ正規常時雇用職員 15 人以上(大企業の場合は、延床面積 200 ㎡以上かつ正規常時雇用者 30 人以上) (2)東海 3 県を除くその他地域からの移転の場合は、延床面積 200 ㎡かつ正規常時雇用者 30 人以上(大企業の場合は、延床面積 300 ㎡以上かつ正規常時雇用者 50 人以上)	＜補助対象経費＞ (1)建物賃借料 (2)建物建設工事費又は取得費(土地を除く) (3)機械設備購入費及び什器備品購入費(取得価格 50 万円未満は除く) (4)移転に係る運搬料等 ＜補助率＞ (1)東京 23 区内からの移転の場合 ・賃借型:建物賃借料×36 か月 ×50% ・所有型:建物建設工事費又は取得費×12%以内 ・その他:機械設備購入費等及び移転に係る運搬料等×50% (2)東海 3 県を除くその他地域からの移転の場合 ・賃借型:建物賃借料×36 か月 分×50% ・所有型:建物建設工事費又は取得費×10%以内 ・その他:機械設備購入費等及び移転に係る運搬費等×20% ＜限度額＞ (1)東京 23 区内からの移転の場合 ・賃借型:1 億円 ・所有型:10 億円 (2)東海 3 県を除くその他地域からの移転の場合 ・賃借型:5,000 万円 ・所有型:5億円
名古屋市フラグシップ企業強化促進補助金交付要綱	R3.4 制定	愛知県新あいち創造産業立地補助金 A タイプ対応 50 年以上継続して市内に本社を有する企業が、オフィス、工場、研究施設の新増設等を行う場合 【要件】	＜補助対象経費＞ (1)建物(家屋)及び機械設備の取得費に要する経費 ※建物(家屋)及び機械設備(償却資

		(1)中小企業の場合は投資額 1 億円以上、常用雇用者 25 人以上維持かつ以下の事業目的のいずれか一つを満たすもの 1 本社機能が強化され床面積の増床又は正規常時雇用者の増員がなされること。 2 地域産業に貢献できる機能付加がなされること。 3 新製品開発を行うための設備導入がなされること。 4 市内に生産機能等の回帰がなされること。 (2)大企業の場合は投資額 25 億円以上、常用雇用者 100 人以上維持かつ以下の事業目的のいずれか一つを満たすもの 1 本社機能が強化され床面積の増床又は正規常時雇用者の増員がなされること。 2 地域産業に貢献できる機能付加がなされること。 3 新製品開発を行うための設備導入がなされること。 4 市内に生産機能等の回帰がなされること	産)のそれぞれの課税標準額をもとに算定 (2)新製品開発費 中小企業の方が工場及び研究施設を申請する場合に対象 ＜補助率＞ (1)市内に本社を有する企業に発注する場合は 20%以内、市外に本社を有する企業に発注する場合は 10%以内 ※オフィス、工場・研究施設の区分で補助率は異なります。 (2)新製品開発費 20%以内(ただし、中小企業の方が工場及び研究施設を申請する場合に適用) ＜限度額＞ 10 億円(大企業は 5 億円)
スタートアップ集積促進補助金交付要綱	R4.5 制定	スタートアップ企業が市内に新たに拠点となる事務所を開設する場合 【対象企業】 (1) 創業に係る法人登記を行った後10年以内の中小企業(中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる会社)であること。 (2) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)に規定する株式会社であること。 (3) 次に掲げるいずれかの要件を満たす者から出資を受けていること。 ア 金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項第 1 号に定める適格機関投資家であること。 イ 法第 29 条の登録を受け、法第 28 条第 4 項に定める投資運用業を行う者であること。 ウ 法第 63 条第 2 項の届出を行い、適格機関投資家等特例業務を行う者であること。 エ 金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号)第 17 条の 12 各号のいずれかに該当する者であること。 (4) グリーン化及びデジタル化をはじめ新技術や新しいビジネスモデルを活用して新市場の開拓や高成長を目指す事業を行っていること。 (5) 市内初進出であること。	＜補助対象経費＞ 賃借料12か月分の2分の1(共益費、敷金及び保証金等並びに消費税等を除く) ＜限度額＞ 1企業あたり70万円

		【要件】 (1) 事業所の開設時以降、従業員１名以上が常駐していること。 (2) 本市の他の補助制度の交付対象となっていないこと。 (3) 事業認定申請書を市長が受理した日の翌日から翌年の3月31日までに入居契約を締結すること。 (4) 事業認定申請書の提出日から6ヶ月以内に事業所を開設すること。	

23201

愛知県

豊橋市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
豊橋市市税条例(H28.3)		減税	固定資産税	
(1)立地奨励金の交付事業者であって、東京 23 区から特定業務施設(本社機能に関する施設で愛知県知事の認定を受けた事務所・研究所・研修所)の移転であって、以下のいずれかに該当すること		(1)東京 23 区から		(1)東京 23 区から
①新たに業務拠点地区(豊橋リサーチパーク)または愛知県企業庁・豊橋市土地開発公社が開発した工業団地へ移転すること		①税率 0.7/100 (1/2 に減税)		①8年間
②業務拠点地区(豊橋リサーチパークの既存用地利用者に限る)、特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地)または地方活力向上地域(地域再生計画に記載された地域(業務拠点地区及び特定地域と重複する地域を除く。))へ移転すること		②税率 0.7/100 (1/2 に減税)		②6年間
(2) 立地奨励金の交付事業者であって、東京 23 区以外から特定業務施設(本社機能に関する施設で愛知県知事の認定を受けた事務所・研究所・研修所)の移転または拡充であって、以下のいずれかに該当すること		(2)東京 23 区以外から		(2)東京 23 区以外から
①新たに業務拠点地区(豊橋リサーチパーク)または愛知県企業庁・豊橋市土地開発公社が開発した工業団地へ移転または拡充すること		①税率 0.933/100 (2/3 に減税)		①8年間
②業務拠点地区(豊橋リサーチパークの既存用地利用者に限る)、特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地)または地方活力向上地域(地域再生計画に記載された地域(業務拠点地区及び特定地域と重複する地域を除く。))へ移転または拡充すること		②減税率 0.933/100 (2/3 に減税)		②6年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
豊橋市企業立地促進条例	H7.4 H12.4 改正 H13.4 改正 H14.4 改正	1.以下のいずれかに該当すること ・産業業務施設(事務所・研究所)又は特定業務施設(本社機能に関する施設で愛知県知事の認定を受けた事務所・研究所・研修所)を業務拠点地区(豊橋リサーチパーク)へ立地すること	

	H15.6 改正 H15.12 改正 H18.9 改正 H19.4 改正	・工場等、倉庫等、研究開発施設又は特定業務施設（本社機能に関する施設で愛知県知事の認定を受けた事務所・研究所・研修所）を愛知県企業庁又は豊橋市土地開発公社が開発した工業団地へ立地すること（ただし、愛知県企業庁又は豊橋市土地開発公社から用地の取得・借受けをした場合に限る）	
	H20.4 改正 H22.6 改正 H24.6 改正 H27.3 改正 H28.3 改正 H28.6 改正 H30.3 改正 H30.9 改正 H31.3 改正	立地した施設が固定資産税の課税対象であって、以下のいずれかに該当すること (1)用地取得（既存の施設の取得を含む）の場合、土地・家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が 2 億 4,000 万円（中小企業者は 6,000 万円。ただし、中小企業者が特定業務施設を立地した場合は 3,000 万円）以上 (2)用地の借受けの場合、家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が1億2,000万円（中小企業者は3,000万円。ただし、中小企業者が特定業務施設を立地した場合は1,500万円）以上 (3)既存の事業所用地に増設した場合、家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が1億2,000 万円（中小企業者は 3,000 万円。ただし、中小企業者が特定業務施設を立地した場合は 1,500 万円）以上	立地奨励金 (1)(2) ①当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を5年度間（ただし、償却資産にかかるものは3年度間）（限度額なし） ②家屋、償却資産の投下固定資産額の10％又は 20%（限度額3億円） ③土地取得費の 15％（限度額3億円）（ただし、研究開発施設の場合 20％（限度額4億円）） (3)当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を3年度間（限度額 単年度 5,000 万円）
		立地した施設が事業所税の課税対象であって、以下のいずれかに該当すること (1)用地取得（既存の施設の取得を含む）又は既存の事業所用地（業務拠点地区）に増設した場合 (2)既存の事業所用地（工業団地）に増設した場合	事業促進奨励金 (1)当該施設について納付された事業所税相当額（資産割、従業者割）を5年度間（限度額なし） (2)当該施設について納付された事業所税相当額（資産割）を3年度間（限度額なし）
		立地奨励金の交付対象者であって、操業に伴い新規雇用常用従業員及び転入常用従業員を5人（中小企業者以外にあっては 20 人）以上雇用していること	雇用促進奨励金 (1)新規雇用常用従業員及び転入常用従業員×40 万円（限度額 4,000 万円） (2)転入児童数×10 万円(限度額2,000 万円)
		立地奨励金の交付対象者であって、立地に伴い以下の施設を設置すること (1)太陽光発電施設（30kw 以上）を設置した場合 (2)雨水活用施設（貯水能力 100t以上）を設置	環境推進奨励金 (1)設置経費の 1/3（1kw あたり 100 万円を上限）（限度額 1,500 万円） (2) 設置経費の 1/3（1t あたり 20 万円を

		した場合 (3)緑地(敷地面積の 10%以上の緑地)を整備した場合(ただし、工場立地法の義務付けがある場合は、超える部分に限る)	上限)(限度額 1,500 万円) (3) 設置経費の 1/2(1㎡あたり1万円を上限)(限度額 1,000 万円)
		2.工場等、研究開発施設又は特定業務施設(本社機能に関する施設で愛知県知事の認定を受けた事務所・研究所・研修所)を特定地域(工業地域・工業専用地域・工場適地)に立地すること	
		立地した施設が固定資産税の課税対象であって、以下のいずれかに該当すること (1)用地取得(工業地域を除く地域では既存の施設の取得を含む)の場合、土地・家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が2億4,000 万円(中小企業者は 6,000 万円。ただし、中小企業者が特定業務施設を立地した場合は 3,000 万円)以上 (2)用地の借受けの場合、家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が1億2,000 万円(中小企業者は 3,000 万円。ただし、中小企業者が特定業務施設を立地した場合は1,500 万円)以上 (3)既存の事業所用地に増設した場合、家屋・償却資産の投下固定資産額が1億 2,000 万円(中小企業者は 3,000 万円。ただし、中小企業者が特定業務施設を立地した場合は 1,500 万円)以上	立地奨励金 (1)(2) 当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を3年度間(限度額なし) (3)当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を3年度間(限度額 単年度 5,000 万円)
		立地した施設が事業所税の課税対象となっていること	事業促進奨励金 当該施設について納付された事業所税相当額(資産割)を3年度間(限度額なし)
		立地奨励金の交付対象者であって、操業に伴い新規雇用常用従業員及び転入常用従業員を5人(中小企業者以外にあっては 20 人)以上雇用していること	雇用促進奨励金 (1)新規雇用常用従業員及び転入常用従業員×40 万円(限度額 4,000 万円) (2)転入児童数×10 万円(限度額2,000 万円)
		立地奨励金の交付対象者であって、立地に伴い以下の施設を設置すること (1)太陽光発電施設(30kw 以上)を設置した場合 (2)雨水活用施設(貯水能力 100t以上)を設置	環境推進奨励金 (1)設置経費の 1/3(1kw あたり 100 万円を上限)(限度額 1,500 万円) (2) 設置経費の 1/3(1t あたり 20 万円を

		した場合 (3)緑地(敷地面積の 10%以上の緑地)を整備した場合(ただし、工場立地法の義務付けがある場合は、超える部分に限る)	上限)(限度額 1,500 万円) (3) 設置経費の 1/2(1㎡あたり1万円を上限)(限度額 1,000 万円)
		3.特定業務施設(本社機能に関する施設で愛知県知事の認定を受けた事務所・研究所・研修所)を地方活力向上地域(地域再生計画に記載された地域(業務拠点地区及び特定地域と重複する地域を除く。))に立地すること	
		立地した施設が固定資産税の課税対象であって、以下のいずれかに該当すること (1)用地取得(既存の施設の取得を含む)の場合、土地・家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が 2 億 4,000 万円(中小企業者は 3,000 万円)以上 (2)用地の借受けの場合、家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が1億2,000万円(中小企業者は 1,500 万円)以上 (3)既存の事業所用地に増設した場合、家屋・償却資産の投下固定資産額の合計が1億 2,000 万円(中小企業者は 1,500 万円)以上	立地奨励金 (1)(2) ①当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を3年度間(限度額なし) ②家屋、償却資産の投下固定資産額の 10%(限度額3億円) (3)当該施設について納付された各年度の固定資産税、都市計画税相当額を3年度間(限度額 単年度 5,000 万円)
		立地した施設が事業所税の課税対象となっていること	事業促進奨励金 当該施設について納付された事業所税相当額(資産割)を3年度間(限度額なし)
		立地奨励金の交付対象者であって、操業に伴い新規雇用常用従業員及び転入常用従業員を5人(中小企業者以外にあっては 20 人)以上雇用していること	雇用促進奨励金 (1)新規雇用常用従業員及び転入常用従業員×40 万円(限度額 4,000 万円) (2)転入児童数×10 万円(限度額2,000 万円)
		立地奨励金の交付対象者であって、立地に伴い以下の施設を設置すること (1)太陽光発電施設(30kw 以上)を設置した場合 (2)雨水活用施設(貯水能力 100t以上)を設置した場合 (3)緑地(敷地面積の 10%以上の緑地)を整備した場合(ただし、工場立地法の義務付けがある場合は、超える部分に限る)	環境推進奨励金 (1)設置経費の 1/3(1kw あたり 100 万円を上限)(限度額 1,500 万円) (2) 設置経費の 1/3(1t あたり 20 万円を上限)(限度額 1,500 万円) (3) 設置経費の 1/2(1㎡あたり1万円を上限)(限度額 1,000 万円)
		4.20 年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、次世代成長分野等に係る工場、研	

		究所の新増設等を行うこと	
		大企業が、工場、研究所を指定地域に新増設すること(ただし、以下の要件を満たすこと) ・新増設部分に係る投資規模が 25 億円以上あること ・支援期間中、常用雇用者を 100 人以上維持すること	大規模再投資促進奨励金 ・固定資産取得費用(土地を除く)の 10%(うち県負担 5%)以内 ・限度額3億円(うち県負担 1.5 億円)
		中小企業が、工場、研究所を新増設等すること(ただし、以下の要件を満たすこと) ・投資規模が1億円以上又は(*)5千万円以上あること ・支援期間中、常用雇用者を 25 人以上又は(*)20 人以上維持すること *豊橋市独自要件適用時	中小企業再投資促進奨励金 ・固定資産取得費用(土地を除く)の 10%(うち県負担5%)以内又は(*)5%以内 ・限度額3億円(うち県負担 1.5 億円)又は(*)500 万円
		5.中小企業が、高度先端技術に係る工場の新増設等を行うこと	
		中小企業が、高度先端技術に係る工場を新増設等すること(ただし、以下の要件を満たすこと) ・投資規模が2億円以上あること ・新規常用雇用者が5人以上あること	中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金 ・固定資産取得費用(土地を除く)の 10%(うち県負担5%)以内(ただし、既設の工場内の設備を一新等する場合は5%(うち県負担 2.5%)以内) ・限度額 10 億円(うち県負担5億円)
豊橋市サテライトオフィス誘致補助金交付要綱	R3.4.1	・投資額、新規雇用者数等の要件なし ・豊橋市内に事務所のない事業者が、市内で新たに事務所(調査・企画部門、情報処理部門、国際事業部門、その他管理業務部門のいずれか)を設置し、3年以上本社業務等を継続すること。	(1)開設準備事業 建物改修費、通信環境整備費、備品購入費(単価2万円以上)等の経費の1／2(上限100万円) (2)管理運営事業 賃借料(共益費含む)、光熱水費、駐車場賃借料、通信回線料、事務機器リース料等の経費の10／10(上限 月額15万円、最大6か月) ※(1)と(2)は併用可

23202

愛知県

岡崎市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
岡崎市工場等建設奨励条例	H10.4 H12.4 改正 H15.4 改正 H18.1 改正 H20.6 改正 H24.4 改正 H24.10 改正 H28.4 改正 H30.4 改正 H30.7 改正 R3.4 改正	工場等又は倉庫等を建設する場合で次のいずれかの要件に該当すること ①33,000 ㎡以上の敷地面積を有する工場等を建設すること ②市内に工場等を新増築し、規則で定める床面積が 1,000 ㎡を超えること ③市内に工場等を増築し、規則で定める床面積が 500 ㎡を超え、かつ市内既存工場との合計が 1,000 ㎡を超えること ④新築または増築に係る床面積が 1,000 ㎡を超える倉庫等を建設すること（ただし市内の工業団地、特定地域、産業立地誘導地区において建設する場合若しくは地域未来投資促進法に基づき県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき建設する場合に限る）	○便宜供与 ①用地の斡旋その他工場等の建設に関して必要と認められる措置 ○建設奨励金 ②③工場等建設奨励金の交付 ・新築又は増築した工場等（増築の場合は当該増築部分）に係る事業所税の資産割額の相当額を5年間 ・当該工場等の土地、家屋、償却資産に対して課する固定資産税に相当する額を3年間（ただし市内の工業団地、若しくは特定地域、産業立地誘導地区において建設する場合若しくは地域未来投資促進法に基づき県知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画に基づき建設する場合又は地域再生法に基づく地方活力向上地域にて特定業務施設を建設する場合に限る） ④倉庫等建設奨励金の交付 ・新築又は増築した倉庫等（増築の場合は当該増築部分）に係る事業所税の資産割額相当額を5年間及び固定資産税相当額を3年間 ※②③は「企業再投資促進奨励金」又は「高度先端産業立地奨励金」と併用可能であり、奨励金交付上限額は 10 億円 ※床面積の算定は別途規則による
岡崎市企業再投資促進奨励金交付要綱	H24.10 H27.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R3.4 改正	○対象分野 ①次世代自動車（自動車関連を含む）関連分野、航空宇宙関連分野、環境・エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、ロボット関連分野、その他	○企業再投資促進奨励金 ・固定資産取得費用（土地を除く）を合算した額の 10% ※愛知県新あいち創造産業立地補助金に対応する制度であり、愛知県の審査会議

		②集積業種:愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める西三河地域集積業種(輸送機械関連産業、電気・電子機器関連産業、機械・金属関連産業、健康長寿関連産業、農商工連携関連産業) ○要件 以下の要件を全て満たすこと ・市内において 20 年以上操業していること ・土地を除く固定資産取得費用が、大企業 25 億円以上、中小企業1億円以上であること ・大企業 100 人以上、中小企業者 25 人以上の常用雇用者を維持していること	で認定を受けた場合のみ支援 ※工場等建設奨励金と併用可能であり、奨励金交付上限額は 10 億円
岡崎市高度先端産業奨励金交付要綱	H24.10 H27.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R3.4 改正	○対象分野 航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、その他市長が認める高度先端的な技術分野 ○要件 以下の要件を全て満たすこと ・当該研究所の固定資産取得費用(土地を除く)の合計額が5億円以上(中小企業及び中小企業の研究施設の場合は2億円以上) ・新規雇用の常用従業員数が中小企業の場合は5人以上(研究所は定めなし)	○高度先端産業立地奨励金 ・固定資産取得費用(土地を除く)を合算した額の 10% ※既設の工場の建物内に新たに機械設備を設置する場合は5% ※愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金に対応する制度であり、愛知県の審査会議で認定を受けた場合のみ支援 ※工場等建設奨励金と併用可能であり、奨励金交付上限額は 10 億円

23203

愛知県

一宮市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
宮市企業の立地の促進に関する条例	H14.4 H20.6 改正 H22.12 改正 H23.12 改正 R2.9 改正 R5.4 改正	市内において事業所の新設又は増設を行う事業者（グループ構成会社が新設又は増設を行う場合を含む） 〔対象事業〕 1.物品の製造、加工又は修理に係る事業 2.流通事業（荷受け、保管、流通加工、出荷、道路運送その他物資の流通に係る事業） 3.ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業 4.工業製品に係る基礎・応用又は開発研究に係る事業 5.高度かつ先端技術を利用する製品の製造又は研究に係る事業 6.その他市長が適当と認める事業 〔奨励条件〕 投下固定資産総額が5億円以上（中小企業者は1億円以上）で、かつ、事業所（研究所を除く）の操業開始に伴い、新たに常用雇用従業員を10 人以上（中小企業者は5人以上）雇用すること	立地促進奨励金 ○投下固定資産総額の5% （限度額 1.5 億円） 賃借型立地奨励金 ○土地及び家屋を賃借し事業所を新設・増設する場合に、賃借料の 10%を3年間 なお、投下固定資産総額についての要件はなし （1年当たり限度額 120 万円） 雇用促進奨励金 ○操業開始に伴い、市内に住所を有する者を常用雇用従業員として雇用し、12 ヶ月間継続雇用した場合、1人につき年 30 万円 （1年当たり限度額 1,500 万円）
		〔対象事業〕 高度かつ先端技術を利用する製品の製造又は研究に係る事業 〔奨励条件〕 投下固定資産総額（土地を除く）が 50 億円以上（中小企業者は2億円以上）、事業所が研究所である場合は5億円以上（中小企業者は2億円以上）で、かつ、事業所（研究所を除く）の操業開始に伴い、新たに常用雇用従業員を 20 人以上（中小企業者は5人以上）雇用すること	高度先端産業立地促進奨励金 ○事業所を新設又は増設する場合、投下固定資産総額（土地を除く）の10%（事業所が研究所である場合は20%） ○事業所である建物を賃借又は既設の建物内に機械設備を設置する場合、投下固定資産総額（土地を除く）の5%（事業所が研究所である場合は 10%） ○限度額　10 億円 （ただし、愛知県から直接愛知県高度先端産業立地促進補助金の交付を受けることのできる事業所の場合

			は5億円） ※立地促進奨励金、高度先端産業立地促進奨励金、賃借型立地奨励金又は高度先端産業立地促進奨励金は、同一事業者に対して重複適用しない
一宮市企業再投資促進補助金交付要綱	H24.5 H27.4 改正 H28.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正	20 年以上愛知県に立地し、かつ概ね 10 年以上一宮市内に立地する工場等を有する中小企業で、工場、研究所の新増設等を行う企業 〔対象分野〕 1.自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 2.愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の西尾張地域集積業種の分野 〔交付要件〕 ・愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されること 〇投資規模要件 ・固定資産取得費用1億円以上（土地を除く） 〇雇用要件 ・支援期間中において、常用雇用者を 25 人以上維持すること ・操業開始に伴い、新規常用雇用者を5人以上雇用し、支援期間中5人以上維持すること ＊事業については、愛知県の審査会で審査しますので、申請をしても必ず採択されるものではありません。	〇補助対象経費 土地を除く固定資産取得費用（新増設に係る工場建設費、機械装置費、工場改修費を含む）の 10% 〇限度額 3億円 ＊一宮市企業の立地の促進に関する条例による「立地促進奨励金」との併用はできません。なお、適用要件を満たした場合、「雇用促進奨励金」との併用はできます。

23204
愛知県
瀬戸市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
瀬戸市企業立地促進条例	H19.1 R2.9.1 改正	○瀬戸市内に事業所(工場等又はホテル等)を新設又は増設する法人又は個人で以下の要件の全てを満たす者。 (1)工場等が製造業、物流業、開発研究等の事業の用に供されるものであること。 (2)ホテル等が一般公衆に対して宿泊を提供する事業の用に供されるものであること。 (3)投下固定資産総額が5億円以上(中小企業者の場合は1億円以上)であること。 ※投下固定資産総額とは、事業所の新設又は増設に要した費用のうち、土地、家屋、償却資産の取得費の合計額のことです。 　ただし、土地については、新設又は増設に係る工場等の操業又はホテル等の開業日前5年以内に取得した土地が対象です。 (4)ホテル等の場合は、総客室数が50室以上であること。 (5)市税を滞納していないこと。 ※法人及び法人代表者が、市税を滞納していないこと。	①立地促進奨励金 　事業所の新設又は増設に係る土地、家屋、償却資産の固定資産税相当額と都市計画税相当額の合計額(最長5年間)。 ※新設又は増設に係る事業所以外の事業所(市外に存する事業所を除く)の敷地を縮小し、又は事業所の全部若しくは一部を廃止したときは、立地促進奨励金から、当該縮小した敷地又は廃止した事業所に係る固定資産税及び都市計画税の額に相当する額を控除する。 ②雇用促進奨励金 　新規雇用常用従業員1人につき 25 万円を乗じた額(1回限り、上限 750 万円)。 ※新規雇用従業員が市内に住所を有する等の一定要件を満たすこと。 ※①、②の交付額合計の上限は 10 億円。
瀬戸市企業再投資促進補助金交付要綱	H26.4 R3.4.1 改正	原則、20 年以上、瀬戸市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設等を行う企業 〔対象分野〕 1.自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 2.愛知県の産業集積の推進に関する基本方針に定める東尾張地域の集積業種の分野 〔交付要件〕 ・愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されること	○補助対象経費 土地を除く固定資産取得費用(新増設に係る工場建設費、機械装置費、工場改修費を含む)の 10%(5%は愛知県が負担) ○限度額 10 億円 ＊瀬戸市企業立地促進条例による「立地促進奨励金」との併用はできません。なお、適用要件を満たした場合、「雇用

		〔投資規模要件〕 ・固定資産取得費用 25 億円（中小企業は1億円）以上 ※土地の取得費用は除く 〔雇用要件〕 ・支援期間中において、常用雇用者を 100 人（中小企業は 25 人）以上維持すること	促進奨励金」との併用はできます。
瀬戸市IT・スタートアップ企業等進出促進奨励金交付要綱	H29.10 R3.4.1 改正	＜対象業種＞ ・IT・スタートアップ企業等 （ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デジタルコンテンツ業） ・スタートアップ企業等 （人工知能（AI）・ロボット関連分野、次世代自動車関連分野、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、先端素材・ナノテクノロジー・バイオテクノロジー関連分野のいずれかの分野の事業を行う創業8年以内の中小企業者） ＜対象事業者＞ 次の要件をすべて満たす事業者。 ・ 新設又は増設を行った事業所において、奨励金の交付期間中、3人以上の常用雇用者数を維持する事業者であり、かつ、常用雇用者の半数以上が市内に住所を有する者であること ・ 新設又は増設を行った事業所に係る賃貸借契約を締結後、1年以内に事業所を開設すること ・ 風俗営業、接客業務受託営業、宗教活動又は政治活動に関する事業に該当しないこと ・ 国、地方公共団体又はこれらの全額出資に係る法人ではないこと ・ 市税を滞納していないこと ・ 暴力団でない、役員が暴力団員でない、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと ＜奨励金＞ (1)事業所賃借料奨励金 (2)雇用促進奨励金	①事業所賃借料奨励金 市内の空きオフィス、空き店舗や空き家等において事業所の新設又は増設を行う場合に、事業所の賃借料 × 1／2 以内を支援 ※敷金、礼金、共益金、光熱水費等を除く。 （上限は月額5万円・年額 60 万円、補助期間は3年間） ②雇用促進奨励金 ・ 新規に雇用した正社員 1人につき 25 万円 ・ 市外から転入した正社員 1人につき 25 万円 （1回限り、上限年額 750 万円） ※翌年度及び翌々年度は、交付対象の純増分のみを対象とする。

23205

愛知県

半田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
半田市高度先端産業立地促進条例 (愛知県21世紀高度先端産業立地補助金対応)	H23.12	【高度先端産業】 ■工場(新設又は増設) ・固定資産取得費用(除土地)50 億円以上 ・新規常用雇用者20人以上 ■研究所(新設又は増設) ・固定資産取得費用(除土地)5億円以上(中小企業は2億円以上) ★対象分野 ・航空宇宙関連分野 ・環境・新エネルギー関連分野 ・健康長寿関連分野 ・情報通信関連分野 ・先端素材関連分野 ・ナノテクノロジー関連分野 ・バイオテクノロジー関連分野 ・その他市長が認める技術分野	土地・家屋の各年度の固定資産税＋都市計画税に相当する額を当該各年度の翌年度に交付 ■交付期間 工場:2年間(航空宇宙関連分野にあっては3年間) 研究所:5年間 ※ただし、県の審査会で認定を受けた場合のみ交付
		【中小企業高度先端産業】 ■工場(新設又は増設) ・固定資産取得費用(除土地)2億円以上 ・新規常用雇用者5人以上 ★対象分野 ・航空宇宙関連分野 ・環境・新エネルギー関連分野 ・健康長寿関連分野 ・情報通信関連分野 ・先端素材関連分野 ・ナノテクノロジー関連分野 ・バイオテクノロジー関連分野	固定資産取得費用(除土地)の 10%(既存工場の設備一新の場合は設備投資5%)に相当する額を操業開始後、1年以内に提出される交付申請に基づき交付 ※上限額は5億円(市2.5億円＋県2.5億円)とする。 ただし、航空宇宙関連分野にあっては、上限額は10億円(市5億円＋県5億円)とする。 ※2回を限度として分割交付できる。 ※ただし、県の審査会で認定を受けた場合のみ交付

		・その他市長が認める技術分野	
半田市企業再投資促進補助金交付要綱	H25.4	20 年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設等を行う場合で、かつ、愛知県の「新あいち創造産業立地補助金」に採択されていること ■交付要件 100 人以上（中小企業は 25 人以上）の常用雇用者を有する事業者で、投資規模が 25 億円以上（中小企業は1億円以上） ★対象分野 自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の東尾張地域の集積業種の分野	・土地を除く固定資産取得費用（新増設に係る工場建設費、機械装置費、工場改修費を含む）の 10％以内を県と市で補助する。 ・限度額 10 億円を県と市で補助する。
半田市総合特別区域法第二十三条第一項の規定に基づく準則を定める条例	H25.3	本市に国際戦略総合特別区域「アジアNo,1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定された工場を持っていること	工場立地法に定める緑地規制を緩和する。 ・緑地面積の敷地面積に対する割合 （20％以上→1％以上） ・環境施設面積の敷地面積に対する割合 （25％以上→1％以上） ・重複緑地の緑地への算入率 （25％まで→50％まで）
半田市工場立地法第四条の二第一項の規定に基づく準則を定める条例	H27.9	工業専用地域及び工業地域（特別工業地区に限る） ※工場立地法の届出と同時に緑化の推進に寄与する活動等を記載した「行動計画書」の提出が必要です。	工場立地法に定める緑地規制を緩和する。 ・緑地面積の敷地面積に対する割合 （20％以上→5％以上） ・環境施設面積の敷地面積に対する割合 （25％以上→10％以上） ・重複緑地の緑地への算入率 （25％まで→50％まで）
半田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第九条第一項の規定に基づく準則を定める条例	R5.4	地域未来投資促進法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域として指定する半田市中億田町における区域	工場立地法に定める緑地規制を緩和する。 ・緑地面積の敷地面積に対する割合 （20％以上→5％以上） ・環境施設面積の敷地面積に対する割合 （25％以上→10％以上） ・重複緑地の緑地への算入率 （25％まで→50％まで）

23206

愛知県

春日井市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
春日井市商工業振興条例	S62.4 R5.4 改正	(1)工場・物流施設新増設事業助成金 ①工場等 ・延べ面積 500 ㎡以上及び建物投資額1億円（中小企業者は 5,000 万円）以上の工場等を設置すること。 ②物流施設 ・延べ面積 1,000 ㎡以上及び建物投資額2億円（中小企業者は1億円）以上の物流施設を設置すること。 (2)地盤調査等事業助成金 ・(1)工場・物流施設新増設事業助成金に伴うこと。 (3)工場緑地推進事業助成金 ・(1)工場・物流施設新増設事業助成金に伴うこと。 (4)インフラ整備事業助成金 ①道路の新設・改修 ②水路の新設・改修 ③水道施設の設置 ・(1)工場・物流施設新増設事業助成金、高度先端産業立地事業補助金、創造産業立地事業助成金に伴うこと。 ・公共の用に供するもので、投資額 100 万円以上となるものに限る。 (5) エネルギー発電設備投資事業助成金 ①太陽光等の自然エネルギーを利用した発電設備の設置(出力 10KW 以上となるものに限る) ②電気自動車用充電器等の設置 〈① ～②に共通の条件〉 ・(1)工場・物流施設新増設事業助成金に伴うこと。 (6)高度先端産業立地事業助成金 ①工場 ・市内の土地に、建物及び機械設備の固定資産取得費用 50 億円（中小企業者については2億円）	助成金 (1) ①固定資産（建物）の評価額の10%、限度額2億円 ②固定資産（建物）の評価額の5%、限度額1億円 (2) ・対象経費の 50%、限度額 200 万円 (3) ・対象経費の 50%、限度額 200 万円 (4) ・対象経費の 50%、限度額 3,000 万円 ※①～③の合計 (5) ・対象経費の 20%、限度額 200 万円 ※市外からの本社機能移転を伴う場合は、(1)①、(2)～(5)においては補助率、(2)～(5)においては限度額それぞれ 20%増 (6) ①対象経費の5%（既設又は賃借する工場の建物内に新たに機械設備を設置する場合は 2.5%）、限度額5億円［※愛知

		以上、新規常用雇用者 20 人（中小企業者については5人）以上の高度先端産業工場を新設、拡張又は既設の工場の建物内に新たに機械設備を設置するもの。 ②研究所 ・市内の土地に、建物及び機械設備の固定資産取得費用5億円（中小企業者については2億円）以上の高度先端産業研究所を新設、拡張又は既設の研究所の建物内に新たに機械設備を設置するもの。 ③大規模工場等 ・建物及び機械設備の固定資産取得費用 300 億円以上の高度先端産業に係る工場及び研究所を新設、拡張、又は既設工場の建物内に新たに機械設備を設置するもの。 ・新たに雇用される常用の従業員数 20 人以上で(研究所の新増設等の場合を除く)、固定資産取得費用の 300 億円を超えた額が 100 億円を超える毎に 10 人の常用雇用者数の増加があること。 〈①～③に共通の条件〉 ・愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付対象となるものに限る。 (7)創造産業立地事業助成金 ①市内企業再投資 ・20 年以上工場等が市内に立地している企業で、100 人以上(中小企業者は 25 人以上)の常用雇用者数を維持し、建物及び機械設備の固定資産取得費用 25 億円以上(中小企業者は1億円以上)の工場等を新設、拡張、又は既設工場の建物内に新たに機械設備を設置するもの。 ②サプライチェーンの中核分野 ・サプライチェーンの中核分野となる非代替な部分・素材分野の企業で、当該工場等における常用雇用者 20 名（中小企業者は5名）以上の増加と、建物及び機械設備の固定資産取得費用5億円（中小企業者は 2,000 万円）以上の工場等を新設、拡張、又は既設工場の建物内に新たに機械設備を設置するもの。 ③高付加価値の成長分野 ・高付加価値の成長分野となる企業で、当該工場等	県とあわせて最大 15 億円］（中小企業者の工場については、対象経費の 15%(既設又は賃借する工場の建物内に新たに機械設備を設置する場合は 7.5%)、限度額 7.5 億円） ②対象経費の 10%（既設又は賃借する研究所の建物内に新たに機械設備を設置する場合は 5%）、限度額5億円［※愛知県とあわせて最大 15 億円］ ③5億円［※愛知県とあわせて最大 105 億円］ (7) ①対象経費の5%、限度額5億円［※愛知県とあわせて最大 10 億円］（中小企業者は対象経費の 10%、限度額 10 億円） ②、③対象経費の 10%(既設又は賃借する研究所の建物内に新たに機械設備を設置する場合は5%)、限度額5億円［※愛知県とあわせて最大 15 億円］

		における常用雇用者 20 名（中小企業者は5名）以上の増加と、建物及び機械設備の固定資産取得費用 25 億円（中小企業者は 2,000 万円）以上の工場等を新設、拡張、又は既設工場の建物内に新たに機械設備を設置するもの。 〈①～③に共通の条件〉 ・愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付対象になるものに限る。 ・次世代成長分野等（①については企業立地促進法に基づく基本計画の指定集積業種の分野でも可能）に該当する企業に限る。 (8)立地用地取得事業助成金 ・土地を取得し、取得又は登記した日から5年以内に工場等及び物流施設の操業又は事業を開始すること。 (9)既設工場取得事業助成金 ・市内に、延べ床面積 500 ㎡以上、建物及び土地の投資額1億円（中小企業者については5,000 万円）以上の工場等を購入する場合 ・土地のみを購入した場合は対象外。 ・土地を助成対象とする場合は、建物と同時に購入した土地に限る。 (10)立地企業新規雇用事業助成金 ・(1)、(6)、(7)、(9)の事業を行った事業者が、当該工場等の操業又は事業を開始する6ヶ月前から、操業又は事業開始の1年後までの間で、新たに3人以上の常用雇用従業員を雇用すること。 ・助成対象とする従業員の全員が市内に住所を有すること。	(8) ・固定資産（土地）の評価額の5%、限度額 5,000 万円（本社移転を伴う場合は助成率、限度額それぞれ 20%増） (9) ・固定資産税・都市計画税相当額を3年間、限度額3,000 万円／年（本社移転を伴う場合は4年間、限度額 3,600 万円） (10) ・1人当たり 30 万円、限度額 1,500 万円

23207

愛知県

豊川市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
豊川市企業立地促進条例	H13.4 H20.1 改正 H24.4 改正 H30.4 改正	○市内の工業専用地域及び市長が工場等のための適地として指定した地域内において新たに取得、又は愛知県企業庁から直接借り受けた土地に、自らが操業するために工場・倉庫等を新設又は増設した場合	(1)立地奨励金 新たに取得した土地及び家屋の固定資産税の最初の課税年度から3年間の納付額相当額(上限なし)を交付します。(愛知県企業庁からのリースによる国有資産等所在市町村交付金相当額も対象となります。) (2)雇用促進奨励金 豊川市内に住所を有する方を新たに雇用した場合、一定の条件を満たす新規雇用従業員の数に 30 万円を乗じて得た額(上限は 1,200 万円)を交付します。(ただし、1事業所につき1回限りの適用とします。)
豊川市企業誘致情報提供報奨制度実施要綱	H24.4 R3.4 改正	○愛知県企業庁と仲介委託契約を締結した宅地建物取引業者等(愛知県企業庁仲介委託方式による成功報酬の支払条件に合致すること)	豊川市における愛知県企業庁造成用地への企業の立地を推進するため、愛知県企業庁との仲介委託契約に基づき分譲等契約が成立し、企業立地が成就した場合に、情報提供者に対して愛知県企業庁が支払う成功報酬に上乗せして報奨金を交付します。 ○報奨金額 (1)譲渡価格に 100 分の1を乗じて得た額 (2) 年額賃貸料に 24 分の1を乗じて得た額 ○限度額 500 万円
豊川市内企業再投資促進補助金交付要綱	H24.6 H24.7 改正 H27.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正	○20 年以上、市内に立地する工場等を有する企業が、工場等の新増設等を行う場合 ○愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択された事業であること ○対象分野 (1) 自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 (2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本	愛知県「新あいち創造産業立地補助金(Aタイプ)」と連携して補助金を交付します。 ○補助対象経費 土地を除く固定資産取得費用(新増設に係る工場建設費、機械装置費等) ○補助率 10%以内(市支援分は 5%以内) ○限度額 10 億円(市支援分では 5 億円)

		指針に定める集積業種 ○交付要件 (1)投資規模要件　大企業 25 億円以上、中小企業1億円以上 (2)雇用要件　支援期間中において、次の常用雇用者数を維持すること　大企業 100 人以上、中小企業 25 人以上	
御津１区第２期分譲用地取得事業補助金交付要綱	H27.4 H28.4 改正 H28.9 改正 H29.12 改正 H30.4 改正 R3.4 改正	愛知県企業庁から御津1区第2期分譲用地を取得し、取得後3年以内に自らが操業するために工場等を新設する企業 ○対象となる施設 (1)製造業又はその研究開発の事業の用に供する施設 (2)運輸の事業の用に供する施設 （※(1)・(2)で対象地域、補助額等が異なります。） ○交付要件 (1)分譲用地取得後、3年以内に操業を開始するものであること (2)分譲用地の取得面積が 3,000 ㎡以上であること (3)工場等の建築面積が取得面積の 100 分の 20 以上であること (4)市税を滞納していないこと	○補助額等 (1)用地取得費用の 100 分の 20 以内の額 (2) 用地取得費用の 100 分の 10 以内の額 （※(1)・(2)共 10 年間分割交付） ○限度額 2億円 ※工事着工の 30 日前までに、認定申請が必要です。 ※豊川市企業立地促進条例に規定する立地奨励金及び豊川市内企業再投資促進補助金交付要綱に規定する豊川市内企業再投資促進補助金を重複して受けることはできません。 ※適用期間：令和 6 年 3 月 31 日まで
御津１区第２期分譲用地企業立地奨励金交付要綱	H27.4 H28.4 改正 H30.4 改正 R3.4 改正	愛知県企業庁から御津1区第2期分譲用地を取得し、取得後3年以内に自らが操業するために工場等を新設する企業 ○対象となる施設 (1)製造業又はその研究開発の事業の用に供する施設 (2)運輸の事業の用に供する施設 （※(1)・(2)で対象地域、補助額等が異なります。） ○交付要件 (1)分譲用地取得後、3年以内に操業を開始するものであること (2)分譲用地の取得面積が 3,000 ㎡以上であること (3)工場等の建築面積が取得面積の 100 分の	○補助額等 新たに取得した家屋の固定資産税の最初の課税年度から3年間の納付額相当額を交付します。 ○限度額 なし ※工事着工の 30 日前までに、認定申請が必要です。 ※豊川市企業立地促進条例に規定する立地奨励金及び豊川市内企業再投資促進補助金交付要綱に規定する豊川市内企業再投資促進補助金を重複して受けることはできません。 ※適用期間：令和 6 年 3 月 31 日まで

		20 以上であること (4)市税を滞納していないこと	

23208

愛知県

津島市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
津島市企業誘致補助金交付要綱	H28.11	市街化調整区域で開発面積 0.3ha 以上の工場等の新増設を行う企業で、都市計画法第34条第14号愛知県開発審査会基準第11号第1項に該当する工場等の開発行為を行うもの、又は「津島市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」第2条第2号に規定する市長が指定する区域において、工場等の開発行為を行うもの。	
		・企業立地促進事業補助金 工場等の新増設を行う場合	・企業立地促進事業補助金 課税初年度から起算して3年間の固定資産税(家屋、償却資産)の 50%を納付の翌年度に交付。本社移転を伴う場合は課税初年度のみ 100%を交付。
		・インフラ整備事業補助金 工場等の新増設に伴い市が管理する、または管理することになる道路、水路、水道等の工事を行う場合	・インフラ整備事業補助金 工事経費の 50%以内、又は開発面積ごとに定められた上限額のいずれか低い額を交付。

23209

愛知県

碧南市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
碧南市企業再投資促進事業補助金交付規程	H27.4 改正 H24.11 制定 H30.3 改正 R2.4 改正	おおむね 10 年以上継続して市内に立地(県内に 20 年以上立地)する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設等を行う企業（その他、詳細な要件あり） ※「愛知県新あいち創造産業立地補助金」に採択された事業	市内企業の再投資を促進するため、愛知県の「新あいち創造産業立地補助金」と連携して支援を行う。補助対象経費の 10%、最大 10 億円を市と県で補助する。
碧南市中小企業再投資促進事業補助金交付規程	R2.12 制定	10 年以上継続して市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設等を行う企業(その他、詳細な要件あり)	補助対象経費となる土地を除く固定資産の取得費用の 5%、最大 5 億円を補助する。
碧南市中小企業北部産業地進出促進事業補助金交付規程	R2.12 制定	市内に工場など(倉庫を除く)を有していること、又は有していたことがある企業で、碧南市北部産業地に進出する企業(その他、詳細な要件あり)	①操業開始の日までに取得した工場等に係る固定資産の課税標準額の総額 ②新設した工場などにおいて使用する償却資産で、補助事業の認定を受けた日から操業開始までに新たに取得したものの取得価格の総額 ①と②の合計額の 10%、最大 10 億円を補助する。
碧南市中小企業振興対策補助金交付規程	H26.4 改正 H23.5 制定 H31.3 改正 R2.3 改正 R4.5 改正	市内に工場又は事業所を有しており、愛知県信用保証協会に信用保証料を支払った中小企業者	支払った信用保証料の全額又は半額を補助(上限 25 万円又は 20 万円)する。 ※対象となる融資制度の指定がある。
		市内に工場又は事業所を有しており、利子を1年間支払った中小企業者	上限 100 万円を補助する。 ※対象となる融資制度の指定がある。
		市内に工場又は事業所を有しており、新規に償却資産を取得した中小企業者	新規償却資産の総取得価額の2％を補助(上限 50 万円)する。 ※固定資産課税台帳に登録された資産に対し補助する。

23210

愛知県

刈谷市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
（刈谷大津崎地区）	―	課税免除	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

<table>
<tr><th>条例名</th><th>制定年月</th><th>対象者の要件</th><th>内　容</th></tr>
<tr><td>刈谷市工場設置奨励条例</td><td>S42.10</td><td>○工場の敷地面積 33,000 ㎡以上</td><td>便宜供与
1 用地の斡旋
2 行政庁の許可または認可の促進等</td></tr>
<tr><td>刈谷市産業立地促進補助金交付要綱</td><td>H24.7
H30.4 改正
R3.4 改正</td><td>次のいずれにも該当する企業者
○新増設する工場等で、操業開始の日から5年間、常用雇用者を 10 人以上維持できること。
○過去に同一工場等の同一業種において、刈谷市中小企業投資促進補助金又は刈谷市産業立地補助金の交付を受けていないこと。
○代表者及び従業員が暴力団員（刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
○市税を滞納していないこと。
補助率
<table>
<tr><th colspan="3">補助対象者</th><th>補助率（上限額）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">中小企業</td><td rowspan="2">愛知県新あいち創造産業立地補助金の Aタイプに採択の場合</td><td>工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※</td><td>3/20（10 億円）</td></tr>
<tr><td>上記以外の場合</td><td>1/10（10 億円）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記以外の場合</td><td>工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※</td><td>1/10（5億円）</td></tr>
<tr><td>上記以外の場合</td><td>1/20（5億円）</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記以外の企業</td><td>工業系新市街地で用地取得等を伴う場合※</td><td>1/20（5億円）</td></tr>
</table>
※工業系新市街地で用地取得等を伴う場合の工場立地等については、補助率加算にあたり下記の条件を設けています。
・一里山地区及び野田町二ツ池地区に限る。
・敷地に面する道路の反対側の境界線から9メートルを確保して工場等を新増設する場合に限る。</td><td>補助金
企業者が自ら使用するために工場等を新増設したり、工場等の建物内に新たに機械設備を設置する場合に、その費用の一部を補助
○対象経費
工場等の新増設又は改修に伴う固定資産取得費用（土地を除く）の合計額
※中古取得は可、リースは不可
（取得費用合計額が 5,000 万円以上であること）
○補助率は下表参照</td></tr>
</table>

23211

愛知県

豊田市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者	対象者の要件	交付条件		
				補助対象事業等	補助額等	限度額
豊田市創造産業立地奨励金交付要綱（創造産業立地奨励金）	H30.4	愛知県内に20年以上かつ豊田市内に10年以上立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設等を行う企業	(1)固定資産取得費用 （土地を除く） ○大企業 25億円以上 ○中小企業 1億円以上 (2) 雇用要件 認定申請日から交付申請までの間、以下の常用雇用者を維持 ○大企業 100人以上 ○中小企業 25人以上	○次世代成長分野の事業に関わる製品の製造又は研究に取り組む企業 ア 次世代自動車関連（自動車関連を含む） イ 航空宇宙関連 ウ 環境・新エネルギー関連 エ 健康長寿関連 オ 情報通信関連 カ ロボット関連 ○集積業種の事業に関わる製品の製造又は研究に取り組む企業 ア 輸送機械関連産業 イ 電気・電子機器関連産業 ウ 機械・金属関連産業 エ 健康長寿関連産業 オ 農商工連携	○大企業 固定資産取得費用（土地を除く）の5%以内 ※立地に係る事業所が重点産業分野に属する事業の用に供される場合、固定資産取得費用（土地を除く）の10%以内 ○中小企業 固定資産取得費用（土地を除く）の10%以内 ※立地に係る事業所が重点産業分野に属する事業の用に供される場合、固定資産取得費用（土地を除く）の15%以内 ※重点産業分野：次世代モビリティ分野、環境・エネルギー分野、IT・次世代ロボット分野及びヘル	○大企業5億円 ○中小企業10億円

				関連産業 ※愛知県新あいち創造産業立地補助金の対象となること	スケア・食品製造分野	
豊田市高度先端産業立地奨励金交付要綱（中小企業高度先端産業立地奨励金）	H30.4	高度先端産業分野事業の用に供する工場の新増設等を行う企業	(1)固定資産取得費用 （土地を除く） ○中小企業　2億円以上 (2)雇用要件 新増設を行う工場等で以下の常用雇用者の増加があること ○中小企業　5人以上	○高度先端産業分野に関わる製品の製造又は研究に取り組む企業 ア　航空宇宙関連分野 イ　環境・新エネルギー関連分野 ウ　健康長寿関連分野 エ　情報通信関連分野 オ　先端素材関連分野 カ　ナノテクノロジー関連分野 キ　バイオテクノロジー関連分野 ※愛知県21世紀高度先端産業立地補助金の対象となること	固定資産取得費用（土地を除く）の10％（既設工場等内の設備を一新する場合は5％）以内 ※立地に係る事業所が重点産業分野に属する事業の用に供される場合、固定資産取得費用（土地を除く）の15％（既存工場等内の設備を一新する場合は7.5％）以内 ※重点産業分野：次世代モビリティ分野、環境・エネルギー分野、IT・次世代ロボット分野及びヘルスケア・食品製造分野	○中小企業のみ対象　10億円
豊田市企業立地奨励条例	H29.12	(1)企業立地奨励金 ・対象業種　製造業、製品の製造に係るサービス業、製品の製造に係る情報通信業若しくは高度先端産業分野に属する事業又は完全		・投下固定資産総額の10億円以下の5％の額と10億円超の2.5％の額の合計 ・限度額5億円 ※産業誘導地区又は農山村地域にあっては、投下固定資産総額の10億円以下の10％の額と10億円超の5％の額の合計		

		人工光型の植物工場で野菜等を生産する事業 ・投下固定資産総額の下限 中小企業:3,000 万円 大企業 :5億円 ※ただし、研究所、高度先端産業分野の事業及び農山村地域にあっては、1,000 万円 ・事業所の用途 工場、研究所又は事務所 ・対象資産 土地、家屋、償却資産	※産業誘導地区又は農山村地域の新規立地の場合は、限度額 10 億円 ※重点産業分野にあっては、奨励金を倍額交付
		(2)中小企業設備投資奨励金 ・対象業種 製造業、製品の製造に係るサービス業、製品の製造に係る情報通信業若しくは高度先端産業分野に属する事業又は完全人工光型の植物工場で野菜等を生産する事業 ・投下固定資産総額の下限 1,000 万円(中小企業のみ対象) ・事業所の用途 工場、研究所又は事務所 ・対象資産 償却資産	・投下固定資産総額(うち償却資産のみ)の5%の額 ・限度額 5億円 ※重点産業分野にあっては、奨励金を倍額交付
		(3)市民雇用奨励金 ・最低雇用人数 中小企業:1人 大企業:20人 ・企業立地奨励金、又は中小企業設備投資奨励金の交付要件を満たすこと	・立地した事業所での新規雇用従業員及び新規転入従業員1人につき 25 万円 ・限度額 1,000 万円
		(4)新エネルギー設備設置奨励金 ・企業立地奨励金、又は中小企業設備投資奨励金の交付要件を満たすこと	・立地した事業所で新エネルギー利用等を行うための設備で当該立地に係る事業の用に直接供するものの設置に要した費用の額の 1/3 に相当する額 ・限度額 1,000 万円

<table>
<tr><td></td><td></td><td>(5)緑地整備奨励金
・一定の面積を超える緑地を整備すること
・企業立地奨励金、又は中小企業設備投資奨励金の交付要件を満たすこと</td><td>・立地に係る緑地の整備に要した費用の額の 1/2 に相当する額
・限度額 1,000 万円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="2">※高度先端産業分野：次に掲げる分野のうち、高度かつ先端的な技術を利用する製造又は研究に係る事業
航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、先端素材関連分野、ナノテクノロジー関連分野、バイオテクノロジー関連分野
※農山村地域：旭、足助、稲武、小原及び下山の各地区並びに石野、藤岡、松平、猿投台及び高橋の各地区の一部の小学校区（産業誘導地区を除く）
※産業誘導地区：市総合計画の土地利用構想において工業系土地利用を促進する地区として位置付けられた地区等
※重点産業分野：次世代モビリティ分野、環境・エネルギー分野、IT・次世代ロボット分野及びヘルスケア・食品製造分野
※新エネルギー設備：新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第2条に規定する新エネルギーの利用等を行うための設備</td></tr>
</table>

23212

愛知県

安城市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
安城市企業投資促進事業補助金交付要綱	R2.4.1 改正	愛知県の「21 世紀高度先端産業立地補助金」及び「新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）」と共同で補助をします。 ①21 世紀高度先端産業立地補助金 中小企業者が高度先端産業の工場を新増設する場合で、固定資産取得費用（土地を除く）が2億円以上かつ新規常用雇用者数が5人以上のもの ＊高度先端産業：航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーに関連する分野で高度活先端的な技術を利用するもの ②新あいち創造産業立地補助金（A タイプ） 20 年以上県内に立地し、かつ、おおむね 10 年以上市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設等を行う企業 〈対象分野〉 次世代自動車（自動車関連を含む）、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針別表の西三河地域の項において定める業種 〈交付要件〉 (1) 中小企業 ・固定資産取得費用(土地を除く)が1億円以上であること。	①21 世紀高度先端産業立地補助金 補助対象経費の 10％（限度額 10 億円）を県と共同で補助します。ただし、既設又は新たに賃借した工場の建物内に機械を設置する場合は5％の補助となります。 ②新あいち創造産業立地補助金（A タイプ） 補助対象経費の 10％（限度額 10 億円）を県と共同で補助します。 ※補助対象経費は、固定資産(土地及び事務用品名など製造・開発に直接寄与しない償却資産を除く)取得費用となります。

		・25 人以上の常用雇用者数を補助金の交付を受ける年度末まで維持すること。 (2) 大企業 ・固定資産取得費用(土地を除く)が25 億円以上であること。 ・100 人以上の常用雇用者数を補助金の交付を受ける年度末まで維持すること。 ※①②とも、事業着手の 30 日前までに、市へ申請することが必要です。また、市税を滞納していないことが条件になります。	
安城市企業立地促進事業補助認定要綱	R4.4.1	市内での工場等の新設及び増設について補助の対象とするための認定をいたします。 次のいずれにも該当するもの ・(1)第三次安城市都市計画マスタープランの土地利用の形成方針において、専用工業地、工業地又は産業系拡大市街地圏域として定められている区域内で行われるものであること。 (2)この要綱の施行の日以後に取得又は賃借をした土地において、当該取得又は賃借をした日(取得又は賃借をした土地が複数ある場合にあっては、その最も遅い取得又は賃借をした日)から3年を経過する日が属する年度の末日までに、工場、研究所又は電子計算機に係るプログラムを作成する事業所(物流施設、倉庫、事務所等製造又は開発機能を有さない部分が過半を占めるものを除く。以下「工場等」という。)を新設し、又は増設し、かつ、当該工場等の操業を開始するものであること。 (3)工場等を令和3年安城市告示第95号(安城市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第3条第3号及び第4条第3号に規定する市長が定める業種)で定める業種の事業	・補助対象経費【予定】 1 新規で取得又は賃借をした土地の固定資産税及び都市計画税相当額 2 家屋及び償却資産の取得額(工場の建設費及び機械設備の購入費) ・補助金額【予定】 1 土地:対象経費の5年分 2 固定資産:対象経費の10% ※限度額5億円

		の用に供するものであること。 (4)工場等を自らの事業の用に供するものであること。 (5)工場等において常用雇用者(社会保険及び雇用保険に加入している正社員、パートタイム社員及び契約社員(派遣労働者、請負労働者等の工場等を操業する者に直接雇用されていない者を除く。)をいう。)の数が5人以上確保されること。 (6)工場等に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第1号に規定する固定資産の取得費用が1億円以上であること。 (7)市税を滞納する者が行うものではないこと。 (8)安城市暴力団排除条例(平成24年安城市条例第17号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が行うものではないこと。 (9)あんじょうSDGs共創パートナーに登録されている者又は登録される予定の者が行うものであること。	

23213

愛知県

西尾市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
西尾市企業立地の促進等に関する条例	H19.1 H23.4 改正 H26.4 改正 H27.4 改正 H29.4 改正 R1.10 改正 R4.3 改正	○工場等の新設又は増設を行うこと ○投下固定資産の取得費が下記の区分により定めた金額以上であること。 ア　小規模企業者　1億円以上 イ　中小企業者　2億円以上 ウ　ア及びイ以外の企業　5億円以上	工場等建設奨励金 工場等の操業後、最初に係る固定資産税及び都市計画税が賦課された年度の翌年度から起算して3年度間、各交付年度の前年度の固定資産税及び都市計画税の納付額に相当する額を交付 （限度額　5億円） 雇用促進奨励金 新設又は増設をした工場等において雇用基準日から起算して 1 年以上継続して雇用されている新規常用雇用従業員の数に 50 万円を乗じて得た額とする。（限度額 1,000 万円） 上記の規定にかかわらず、奨励措置の対象の企業に第 2 条の 2 各号の奨励金を交付する場合は、上記の合計額が5億円を超えるときは、5億円とする。
西尾市企業再投資促進補助金交付要綱	H24.10 H27.4 改正 H28.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R3.4 改正 R4.11 改正	○愛知県が定める「新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）」に採択された事業であること。 ○補助対象者、経費の条件は「新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）」と同一で、原則、市内に 20 年以上立地していること。 ○対象事業者は、自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種の分野。	補助金 ○補助対象経費の 10％以内の額（最大 10 億円）を県と市が共同補助。 ○補助対象経費は、工場等の新設又は増設に伴う固定資産（土地を除く）取得費用の合計額（消費税除く）
西尾市工場用地あっせん協力要綱	H18.7 H24.4 改正 R2.4 改正	○敷地面積が 33,000 ㎡以上の製造業等に係る工場等の新設又は増設を行うとき	○工場等の新設又は増設のための必要な用地のあっせん、その他工場等の新設又は増設に伴う行政庁の許可又は認可の促進等

西尾市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例	H30.3	都市計画法に定める工業専用地域・工業地域・準工業地域・地区計画区域の緑地面積率等の緩和	市内の工業専用地域・工業地域・準工業地域及び地区計画区域に立地する特定工場について、敷地面積に占める緑地面積及び環境施設面積の基準を緩和するもの。 ・工業専用地域・工業地域・地区計画区域 緑地面積率(20%→5%) 環境施設面積率(25%→10%) 緑地面積への重複緑地算入限度率(25%→50%) ・準工業地域 緑地面積率(20%→10%) 環境施設面積率(25%→15%) 緑地面積への重複緑地算入限度率(25%→50%)
西尾市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例	H23.10 H30.3	○地域未来投資促進法第9条第1項に規定する工場立地特例対象区域として市長が指定する西尾市港町における区域	○敷地面積に占める緑地面積及び環境施設面積の基準(緑地面積率 20%以上、環境施設面積率 25%以上)を緩和 緑地面積率 20%以上→5%以上、環境施設面積率 25%以上→5%以上 緑地面積への重複緑地算入限度率(25%→50%)

23214

愛知県

蒲郡市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
蒲郡市企業再投資促進補助金交付要綱	H24.4 H27.4 改正 H28.4 改正 H30.4 改正 R2.4 改正 R4.6 改正	○補助対象 原則 20 年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、製造業に係る工場、研究所の新増設などの再投資を行う企業。 ○対象分野 次世代自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に規定する東三河地域の集積業種の分野。 ○交付要件 100 人以上（中小企業は 25 人以上）の常用雇用者を有する事業者で、投資規模が 25 億以上（中小企業は1億円以上）であること。また、原則として認定申請時の常用雇用者数を維持することが必要。	○補助対象経費 土地を除く固定資産取得費用。 ○補助率 原則として、補助対象経費の5％以内（県とあわせて 10％以内）、中小企業者は 10％以内）。 ○限度額 5億円（県とあわせて 10 億円）、中小企業者は 10 億円 ○受付時期 工事着工の 30 日前までに、事業認定申請書の提出が必要。 ○その他 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されることが条件。
蒲郡市企業立地促進補助金交付要綱	R2.4	○補助対象 市内において製造業に係る工場、研究所の新増設などの投資を行う企業 ○対象分野 次世代自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に規定する東三河地域の集積業種の分野 ○交付要件 1 人以上の常用雇用者を有する事業者で、投資規模が 1 億以上であること。また、原則として認定申請時の常用雇用者数を維持することが必要	○補助対象経費 土地を除く固定資産取得費用 ○補助率 補助対象経費の5％以内 ○限度額 5億円 ○受付時期 工事着工の 30 日前までに、事業認定申請書の提出が必要 ○その他 蒲郡市企業再投資促進補助金との併用は不可

23215

愛知県

犬山市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
犬山市企業再投資促進補助金交付要綱	H24.9.1	【補助対象事業者】 20 年以上市内に立地する工場等を有する企業で、工場又は研究所の新増設等を行う企業 【対象分野】 次世代自動車関連分野（自動車を含む）、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信分野、ロボット関連分野、又は企業立地促進法に基づく東尾張基本計画の指定集積業種の分野。 【交付要件】 (1)中小企業 ・固定資産取得費用（土地を除く）が1億円以上であること ・25 人以上の常用雇用者を維持すること ・市税の滞納がないこと (2)大企業 ・固定資産取得費用（土地を除く）が 25 億円以上であること ・100 人以上の常用雇用者を維持すること ・市税の滞納がないこと ※いずれも愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されていること	・固定資産取得費用（土地を除く）の10%以内 ・限度額4億円 ※上記には、愛知県新あいち創造産業立地補助金による支援分を含んでいます。
犬山市企業立地支援条例	H25.7.2	【補助対象事業者】 特定区域に工場等（物品の製造、開発、加工、修理又は流通の用に供される施設及びこれに附帯する施設）を立地する企業	土地及び家屋に係る固定資産税（償却資産を含む）相当額を3年間 ※償却資産についてはリース償却資産を含む

23216

愛知県

常滑市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
常滑市空港対岸部企業立地促進条例	H16.9 H17.12 改正 H19.9 改正 H22.6 改正 H23.9 改正 H26.12 改正	次の条件全てに該当するもの ○空港対岸部地域開発用地において愛知県から土地を取得又は借用し、事業所を新設し、かつ操業開始し、又は運営受託者に操業開始させること ○事業所の新設に要した固定資産取得費用（土地を除く）が1億円以上で常時雇用する労働者が5人以上であること	立地促進奨励金 ○土地・家屋の固定資産税・都市計画税の年税額に相当する額（愛知県から借用した土地については、国有資産等所在市町村交付金に相当する額）に次の割合を乗じた額 ①りんくう常滑駅北街区事業提案公募により進出する事業者 初年度～5年度　100/100 6年度～10 年度　50/100 ②①以外の事業者 初年度及び2年度　100/100 3年度　75/100 4年度及び5年度　50/100
		次の条件全てに該当するもの ○立地促進奨励金の対象条件に該当すること ○新設に係る事業所の常用雇用従業員として、市内に住所を有する者を操業開始した日から雇用基準日（※操業開始した日から起算して1年を経過した日）の前日までに新規に雇用すること ○上記の常用雇用従業員を雇用基準日から起算して1年間引き続き雇用すること	雇用促進奨励金 ○1人につき 20 万円（回数：1回、限度額：1,000 万円／50 人）
常滑市高度先端産業立地促進条例	H22.5	市内に高度先端産業に係る工場等を新増設する中小企業者に対する奨励措置 (1)固定資産取得費用(土地を除く)の合計額が2億円以上で、かつ、新規常用雇用者数が5人以上の工場 (2)固定資産取得費用(土地を除く)の合計額が2億円以上の研究所	(1)固定資産取得費用(土地を除く)の10％以内(既設の工場内に新たに機械設備を設置する場合は5％以内) 最大1億円 (2)固定資産取得費用(土地を除く)の5％以内 最大5千万円

23217

愛知県

江南市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
江南市企業立地促進奨励金交付要綱	H28.4 R3.6 改正 R4.4 改正	新規に江南市へ進出し、特定区域(※)に工場や物流施設等を新設する場合。 ※特定区域…工業地域および安良区域。	・工場等の新設に係る目的で取得した土地・家屋・償却資産に課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を3年間交付 ・限度額:なし
江南市高度先端産業立地補助金交付要綱	H28.4 R2.8 改正 R3.6 改正 R4.4 改正	高度かつ先端的な事業を行う中小企業が、市内に工場等の新増設等をする場合。 ■分野…高度先端産業分野(※) ■固定資産取得費用(土地を除く)　…2億円以上 ■新規常用雇用者数…原則5人以上 ■愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の認定を受けていること ※高度先端産業分野…健康長寿関連分野、環境・新エネルギー関連分野、航空宇宙関連分野、先端素材関連分野、ナノテクノロジー関連分野、バイオテクノロジー関連分野、情報通信関連分野、その他市長が認める高度先端的な技術分野	・固定資産取得費用(土地を除く)の 10%(工場等の新増設を伴わない設備一新の場合は5%)に相当する額を交付 ・限度額:10 億円
江南市企業再投資促進補助金交付要綱	H28.4 R2.8 改正 R3.6 改正 R4.4 改正	原則 20 年以上市内に工場又は研究所を立地する企業が市内に工場等の新増設等をする場合。 ■分野…次世代成長産業分野(※)または愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種(東尾張地域におけるもの) ■固定資産取得費用(土地を除く) 大企業:25 億円以上 中小企業:1 億円以上 ■常用雇用者数 大企業:100 人以上を維持 中小企業:25 人以上を維持	・固定資産取得費用(土地を除く)の 10%(大企業の場合は県と合わせて 10%)に相当する額を交付 ・限度額:10 億円

		■愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定を受けていること ※次世代成長産業分野…次世代自動車関連分野（自動車関連を含む）、 航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、ロボット関連分野	
江南市中小企業再投資促進奨励金交付要綱	H28.4 H28.11 改正 R3.6 改正 R4.4 改正	5年以上市内に立地する中小企業が、市内で事業所の新増設や償却資産の取得を行う場合。 ■償却資産の取得…1年間に取得する償却資産総額が、 ・製造業、物流業、建設業…2,000 万円以上（1品の価格は 100 万円以上） ・卸売業、小売業及びサービス業…200 万円以上（1品の価格は 30 万円以上）	・事業所の新設又は増設…当該事業に係る目的で取得した土地及び家屋に課される、3年度分の固定資産税及び都市計画税に相当する額を交付 ・償却資産の取得…取得した償却資産に課される、初年度分の固定資産税に相当する額を交付 ・限度額：なし
江南市企業立地インフラ整備支援補助金交付要綱	H28.4 R3.6 改正 R4.4 改正	安良区域に工場や物流施設を新増設する際に、道路、水路、水道施設の整備を行った場合。 ■投資額…それぞれにつき 100 万円以上 ■企業立地促進奨励金、高度先端産業立地補助金、企業再投資促進補助金、中小企業再投資促進奨励金のいずれかの認定を受けていること	・道路、水路、水道施設の整備に係る費用の 50％に相当する額を交付 ・限度額：それぞれ 500 万円
江南市新規雇用促進奨励金交付要綱	H28.4 R3.6 改正 R4.4 改正	市内に工場や物流施設を新増設した企業が江南市民を新規雇用した場合。 ■新規雇用者…1人以上 ■企業立地促進奨励金、高度先端産業立地補助金、企業再投資促進補助金、中小企業再投資促進奨励金のいずれかの認定を受けていること	・新規雇用者1名当たり 20 万円を交付 ・限度額：400 万円

23219

愛知県

小牧市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
小牧市高度先端産業立地促進補助金交付要綱	H22.4 H24.5 改正 H27.4 改正 H29.2 改正 R1.7 改正 R3.1 改正 R3.4 改正 R5.4 改正	〈補助対象〉 高度先端産業に係る工場の新設又は増設を行う中小企業者 〈対象分野〉 健康長寿関連分野、環境・新エネルギー関連分野、航空宇宙関連分野、先端素材関連分野、ナノテクノロジー関連分野、バイオテクノロジー関連分野、情報通信関連分野、その他市長が認める高度先端的な技術分野 〈交付要件〉 ・固定資産取得費用(土地を除く。) の合計額が2億円以上であること。 ・新規常用雇用者数が5人(市長が別に定める要件に該当する場合は、2人)以上であること。 ・過去3年間で市税の滞納がないこと。 ※愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助事業の認定を受けていること。	固定資産取得費用(土地を除く。)の25%(既設工場の建物内に新たな機械設備を設置する場合又は工場の建物を賃借する場合は、12.5%)以内、限度額2億円
小牧市企業立地促進補助金交付要綱	H23.9 H24.5 改正 H26.7 改正 H27.8 改正 H31.4 改正 R1.7 改正 R3.1 改正 R5.4 改正	(1)工場等新増設事業 ・延べ面積 1,000 ㎡以上の工場等の新設又は増設をするものであること。 ・固定資産取得費用(償却資産の取得に要する経費を除く。)の合計額が5億円以上(中小企業者は、1億円以上)であること。 ・市税の滞納がないこと。 (2)既存工場等入居事業 ・延べ面積 1,000 ㎡以上の既存の工場等に入居をするものであること。 ・固定資産取得費用(構築物、機械及び装置に係る償却資産の取得に要する経費	(1)工場等新増設事業 ・新設又は増設をした工場等に係る土地(工場等の操業を開始する前3年以内に取得したものに限る。)及び家屋の固定資産評価額に8%(市内に工場等を有しない者が市内に新たに工場等を設置する場合又は市内に工場等を 20 年以上有している者が市内に工場等を設置する場合のいずれか1回に限り12%)を乗じて得た額以内 ※住工混在移転、航空宇宙関連産業立地、次世代産業(次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、

		に限る。)の合計額が1億円以上(中小企業者は、5,000 万円以上)であること。 ・市税の滞納がないこと。	情報通信、健康長寿等)立地のいずれかに該当する場合は、補助率を2%上乗せ ・最高限度額:1億 5,000 万円 (2)既存工場等入居事業 ・工場等に入居をするに伴い新たに取得した構築物、機械及び装置に係る償却資産の固定資産評価額に8%(市内に工場等を有しない者が新たに市内の工場等に入居をする場合又は市内に工場等を 20 年以上有している者が新たに市内の工場等に入居をする場合のいずれか1回に限り 12%)を乗じて得た額以内 ※住工混在移転、航空宇宙関連産業立地、次世代産業(次世代自動車、環境・新エネルギー、ロボット、情報通信、健康長寿等)立地のいずれかに該当する場合は、補助率を2%上乗せ ・最高限度額:1,500 万円
小牧市内企業再投資促進補助金交付要綱	H24.5 H27.4 改正 H29.2 改正 H30.4 改正 R1.7 改正 R3.1 改正 R3.4 改正 R5.4 改正	〈補助対象〉 次のいずれにも該当する企業で、工場、研究所の新増設等を行う企業 ・工場等が 20 年以上県内で立地していること。 ・10 年以上市内に立地する工場等を有していること。 ・100 人(中小企業は、25 人)以上の常用雇用者数を有していること。 〈対象分野〉 次世代自動車関連分野(自動車関連を含む。)、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、ロボット関連分野、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針(平成 30 年2月 15 日施行)別表東尾張地域の項に定める業種 〈交付要件〉	(1)大企業 ・固定資産取得費用(土地を除く。)の5%以内 ・限度額:5億円 (2)中小企業 ・固定資産取得費用(土地を除く。)の 10%以内 ・限度額:10 億円

		⑴ 大企業 ・固定資産取得費用(土地を除く。)が 25 億円以上であること。 ・補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、100 人以上の常用雇用者数を維持すること。 ・過去3年間で市税の滞納がないこと。 ⑵ 中小企業 ・固定資産取得費用(土地を除く。)が1億円以上であること。 ・補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、25 人以上の常用雇用者数を維持すること。 ・過去3年間で市税の滞納がないこと。 ※愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。	
小牧市企業立地インフラ整備支援補助金交付要綱	H26.7 H29.12 改正 H31.3 改正 R1.7 改正 R3.1 改正 R3.3 改正 R4.3 改正 R5.3 改正 R5.4 改正	企業立地促進補助金、高度先端産業立地促進補助金又は市内企業再投資促進補助金の対象となる事業を行う事業者で、補助対象経費が 100 万円以上の事業を行う事業者 〈補助対象経費〉 工場等の新設又は増設に伴う次に掲げる工事に係る経費 ・道路の新設・改修の工事 ・水路の新設・改修の工事 ・水道施設の新設・改修の工事	・補助対象経費の2分の1以内 ・限度額:500 万円

23220
愛知県
稲沢市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
稲沢市中小企業振興奨励に関する条例	H17.4	市内に事業所を有する中小企業者の方が、新しく家屋(住居使用部分は除く。)・償却資産を取得した場合 ・ 資格及び対象外の業種あり	事業の目的のために取得した家屋・償却資産で、固定資産税が課税される施設に係る固定資産税相当額の2分の1以内を、課税当初1年間交付
稲沢市 21 世紀高度先端産業立地補助金交付要綱	H21.4	(1)高度先端産業立地補助金 市内に高度先端産業に係る事業所の新設又は増設を行う中小企業者の方で、固定資産取得費用(土地に係る部分は除く。)の合計額が2億円以上で、かつ、新たに雇用される常用の従業員数が5人以上の場合 愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金に採択されること (2)雇用促進補助金 上記の補助金の交付を受ける中小企業者の方で、新規常用従業員(市内在住)を操業後1年以上継続して雇用していること。	固定資産取得費用の 10%に相当する額 ・ 限度額 10 億円 新規常用従業員(市内在住)1人につき 30 万円(上限年額 1,500 万円、最大2年間交付)
稲沢市企業立地促進条例	H23.9	(1)立地促進奨励金 ア　指定区域内において、日本標準産業分類に掲げる大分類に規定する製造業に係る事業所及びそれに関連する研究開発施設並びに流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1号に規定する流通業務に係る事業所のいずれかを新設すること イ　固定資産取得費用(土地に係る部分は除く。)が5億円以上(中小企業者は1億円以上)であること	新設の事業所の操業日後に当該事業所に係る固定資産税を最初に課することになった年度から3年間における各年度の固定資産税(家屋及び償却資産に課するものをいう。)及び都市計画税に相当する額(各年度 1.5 億円限度)

		ウ　土地の取得日等から3年以内に操業を開始すること (2)雇用促進奨励金 ア　上記の措置を受ける企業であること イ　新規常用従業員（市内在住）を操業日後1年以上継続して雇用していること	新規常用従業員1人につき 30 万円（上限年額 1,500 万円、最大2年間交付）
稲沢市内企業再投資促進補助金交付要綱	H24.8	工場等（注）の新増設をする中小企業者等で、次の要件のいずれにも該当するもの ア　20 年以上工場等が市内に立地し、かつ 25（※100）人以上常用雇用者を有し、原則として、補助金交付期間中、25（※100）人以上の常用雇用者数を維持すること イ　当該工場等の新増設に伴う固定資産取得費用（土地に係る部分は除く）の合計額が1（※25）億円以上であること ウ　愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されること （注）工場（電子計算機に係るプログラムの作成を行う事業にあっては、事業場）及び研究所のうち、次に該当する分野をいう。 ・次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。） ・航空宇宙関連分野 ・環境・新エネルギー関連分野 ・健康長寿関連分野 ・情報通信関連分野 ・ロボット関連分野 ・愛知県の産業集積の推進に関する基本指針（平成 30 年2月 15 日施行）に定める集積業種の分野 ※大企業の場合	固定資産取得費用の 10（※5）パーセントに相当する額 ・ 限度額 10（※5）億円

23221

愛知県

新城市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円超)	従業員(人以上)			
家屋、構築物、土地の取得価額の合計額 10,000 (農林漁業関連業種は 5,000)	—	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、構築物)	3年度間
特別償却設備(家屋・償却資産)の取得価額の合計額 2,700 (※旧鳳来町・旧作手村の区域に限る)	—	課税免除	固定資産税 (土地、家屋、償却資産)	3年度間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
新城市企業立地奨励条例	H17.10 H20.10.1 改正 H23.10.1 改正 H29.10.1 改正	(1)立地奨励金 ・操業開始以後、固定資産税の課税標準額が1億円以上(中小企業は 3,000 万円以上) ・製造業、運輸業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、学術研究、専門・技術サービス業、自動車整備業	奨励金 1.土地及び家屋に係る固定資産税相当額の奨励金を5年度間 2.償却資産に係る固定資産税相当額を1年度間
		(2)雇用促進奨励金 立地奨励金の交付対象であって、操業に伴い新規常用雇用従業員5人以上を雇用基準日から1年以上継続して雇用していること	奨励金 ・新規常用雇用従業員×20 万円 ・限度額 500 万円
新城市企業再投資促進補助金交付要綱	H24.7.1	次のいずれにも該当する、工場等の新増設を行う大企業及び中小企業 ①20 年以上市内に立地し所定の常用雇用者数を有し、交付期間中はその維持ができるもの ・大企業:100 人以上 ・中小企業:25 人以上 ②新増設に係る固定資産取得費用の合計額が所定の額以上であること ・大企業:25 億円以上	補助金 工場等の新増設に伴う固定資産取得費用の一部を補助 ・大企業 補助率 5%以内 補助限度額 1億5千万円 ・中小企業 補助率 10%以内 補助限度額 3億円

		・中小企業:1億円以上 ③愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定を受けていること	
新城市中小企業者事業基盤強化等奨励条例	H28.4	工場等の新設又は増設をした中小企業者で、次の要件を全て満たす者 ①市内の工場等において、製造業又は道路貨物運送業を営む者 ②市内において、操業を開始してから 10 年以上を経過している工場等があること ③市内の工場等の常用雇用者の総数が 25 人以上であること ④工場等の新設又は増設に要した費用のうち、取得した土地、家屋及び償却資産に係るものの合計額が1億円以上であること	奨励金 1.土地及び家屋に係る固定資産税相当額の奨励金を3年度間 2.償却資産に係る固定資産税相当額の奨励金を1年度間

23222
愛知県
東海市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
東海市企業立地交付金条例	H27.4	【工場等新設交付金】 ○市内に工場等を有しない企業が、市内の工業地域、工業専用地域に工場等を新設すること ○敷地面積が 3,000 ㎡以上あること ○新設に係る家屋及び償却資産の固定資産税評価額の合計が1億円以上 ○公害防止対策を市と協議のうえ実施 【中小企業再投資交付金】 ○市内に工場等を有する中小企業が再投資（工場等の増築、改築又は償却資産を取得すること）すること ○再投資に係る家屋、償却資産の固定資産税評価額が 2,000 万円以上 ○公害防止対策を市と協議のうえ実施 【次世代産業分野工場等新設交付金】 ○市内に工場等を有しない企業が、市内の工業地域、工業専用地域の他、市長が特に必要と認める地域に工場等を新設すること ○敷地面積が 3,000 ㎡以上あること ○新設に係る家屋及び償却資産の固定資産税評価額の合計が1億円以上 ○公害防止対策を市と協議のうえ実施 ※対象分野 (1)次世代自動車、(2)航空宇宙、(3)環境・新エネルギー、(4)ロボット、(5)健康長寿、(6)情報通信	【工場等新設交付金・中小企業再投資交付金】 ○新設、再投資に係る土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税相当額に次の割合を乗じて得た額 初年度　100/100 翌年度　75/100 翌々年度　50/100 中小企業再投資交付金で、償却資産のみ取得した場合 初年度のみ　50/100 【次世代産業分野工場等新設交付金・次世代産業分野中小企業再投資交付金】 ○新設、再投資に係る土地、家屋、償却資産の固定資産税・都市計画税相当額 初年度　100/100 翌年度　100/100 翌々年度　100/100 次世代産業分野中小企業再投資交付金で、償却資産のみ取得した場合 初年度のみ　100/100
		【次世代産業分野中小企業再投資交付金】 ○市内に工場等を有する中小企業が工場等の増築、改築又は償却資産を取得すること ○再投資に係る家屋、償却資産の固定資産税	

		評価額が 2,000 万円以上 ○公害防止対策を市と協議のうえ実施 ※対象分野 (1)次世代自動車、(2)航空宇宙、(3)環境・新エネルギー、(4)ロボット、(5)健康長寿、(6)情報通信	
東海市次世代産業立地補助金交付要綱	H29.12	○市内において原則 20 年以上工場等を立地している者のうち、次のいずれかに該当すること ア 25 人以上の常用雇用者を有する中小企業者で、工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であり、原則として補助金の交付期間において、25 人以上の常用雇用者数を維持すること イ 100 人以上の常用雇用者を有する企業(中小企業者を除く)で、工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が 25 億円以上であり、原則として補助金の交付期間において、100 人以上の常用雇用者数を維持すること ○公害防止対策を市と協議のうえ実施 ※対象分野 (1)次世代自動車、(2)航空宇宙、(3)環境・新エネルギー、(4)ロボット、(5)健康長寿、(6)情報通信	○新設又は増設に伴う固定資産所得費用の 10%(県・市連携補助)
東海市中小企業高度先端産業立地補助金交付要綱	H30.1	○市内において高度先端産業分野の工場の新設又は増設をする中小企業者であること ○新設又は増設に伴う固定資産取得費用が2億円以上 ○新設又は増設に伴い新たに雇用する常用雇用者数5人以上 ○公害防止対策を市と協議のうえ実施 ※対象分野 (1)航空宇宙、(2)環・新エネルギー、(3)健康長寿、(4)情報通信、(5)先端素材、(6)ナノテクノロジー、(7)バイオテクノロジー、(8)その他市長が認める高度先端的な技術分野	○新設又は増設に伴う固定資産所得費用の 10%(県・市連携補助) (既設の工場内の設備を一新する場合は5%)

23223
愛知県
大府市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
大府市企業再投資促進補助金交付要綱	H25.7.1 H28.7.1 再制定 H30.4.1 改正 R2.4.1 改正 R3.4.1 改正 R5.4.1 改正	〈補助対象〉 市内において工場等を 20 年以上立地し、次項に掲げる対象分野に該当する工場等の新増設等を行う企業 〈対象分野〉 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む）、航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、ロボット関連分野、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針で定める東尾張地域の集積業種の分野 〈交付要件〉 ①大企業 ・補助対象経費が 25 億円以上であること。 ・常用雇用者が 100 人以上であること。 ②中小企業 ・補助対象経費が1億円以上であること。 ・常用雇用者が 25 人以上であること。 〈補助対象経費〉 土地を除く固定資産取得費用（新増設に係る工場建設費、機械装置費等） ※ただし愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）の認定を受けること。	補助金 ①大企業 ・補助対象経費の5%以内 ・限度額：2億円 ※市の補助金とは別に同額が愛知県から補助される。 ②中小企業 ・補助対象経費の 10%以内 ・限度額：4億円
大府市小規模事業者再投資促進補助金交付要綱	H27.4.1 H29.4.1 改正 H30.4.1 改正 R2.4.1 改正 R3.4.1 改正 R5.4.1 改正	企業再投資促進補助金の小規模事業者版 ・常用雇用者数が 25 名未満 ・補助対象経費が3千万円以上 ※〈補助対象〉〈対象分野〉〈補助対象経費〉は企業再投資促進補助金と同じ。	補助金 ・補助対象経費の5%以内 ・限度額：5千万円
大府市産業立地促進条例	H18.4.1 H20.7.1 改正 H27.4.1 改正 H28.6.28 改正	1.工場等立地促進奨励金 ①指定地域内に新たに 3,000 ㎡（市長が別に定める区域内においては、1,000 ㎡）以上の土地を取得又は賃貸借契約し、工場等を新設又は	奨励金 ○課税初年度から3年間における各年度の固定資産税に相当する額

	H30.3.27 改正 R2.4.1 改正 R5.4.1 改正	増設すること ②工場等が製造業、流通事業、情報処理サービス事業、研究施設等のいずれかの事業の用に供されるものであること ③周辺地域の生活環境に適正な配慮をすること	
		2.高度先端産業立地促進奨励金 ①指定地域内に新たに3,000 ㎡以上の土地を取得又は賃貸借契約し、工場等を新設又は増設すること ②条例等で規定する高度先端産業に該当する事業を営む中小企業者であること ③土地を除く固定資産取得費用が2億円以上であること ④新たに常用の従業員を5人以上雇用していること ⑤周辺地域の生活環境に適正な配慮をすること	奨励金 ①課税初年度の固定資産税に相当する額の3倍 ②土地を除く固定資産取得費用の10%に相当する額 ※①又は②のいずれか低い額(上限10 億円)
		3.工場等緑化促進奨励金 ①1.又は 2.の奨励金の交付の対象事業者であること ②工場立地法の届出を要する事業者でないこと ③操業日までに工場等の敷地面積の 10%以上の面積を緑地として整備していること	奨励金 ①敷地の境界から連続して配置されている緑地の整備に要した額の1/2 ②①の緑地の面積に1㎡当たり8,000 円を乗じて得た額の 1/2 ※①又は②のいずれか低い額(上限200 万円)
		4.透水性舗装等促進奨励金 ①1.又は 2.の奨励金の交付の対象事業者であること ②操業日までに透水性舗装等の設備を設置していること	奨励金 ○透水性舗装等の設備の整備に要した額の 1/2(上限 200 万円)
		5.雇用促進奨励金 ①1.又は 2.の奨励金の交付の対象事業者であること ②新規常用雇用従業員(※1)を雇用基準日(※2)から起算して1年以上継続して常用の従業員として雇用していること ※1 操業日の6カ月前から引き続き市内に住所を有する者で、操業日の6カ月前から雇用基準日の前日までに新たに雇用された者	奨励金 ○新規常用雇用従業員1人につき30 万円(上限年額 300 万円、最大2年間交付)

		※2 操業日から起算して1年を経過した日	
		6.ウェルネスバレー指定地区立地促進奨励金 ①1.又は 2.の奨励金の交付の対象事業者であること ②ウェルネスバレー基本計画書の土地利用計画において、健康産業ゾーンの位置付けを行っている地区であること。 ③立地する工場等が健康長寿関連産業（医療機器、福祉用具、食品、医薬品その他の健康長寿に資するものとして市長が認めるものの製造、加工又は研究を行う事業をいう。）に属する事業の用に供されるものであること。	奨励金 ○課税初年度から4年間における各年度の固定資産税に相当する額 （工場等立地促進奨励金3年間＋1年間）

23224
愛知県
知多市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
知多市産業立地促進条例	H18.12 H20.6 改正 R3.4 改正	1.工場等新設奨励金 (1)工業地域、工業専用地域、又は市街化調整区域に敷地面積 5,000 ㎡(市内に工場等を有する企業は 2,000 ㎡)以上の工場等を新設し、かつ敷地面積の 10%以上の緑地を整備すること (2)物品の製造、加工又は修理、新エネルギー、物流、研究開発のいずれかの事業の用に供される工場等であること (3)固定資産取得費用が5億円以上あること (4)高度先端産業立地促進奨励金、愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けていないこと	・課税初年度から3年間における各年度の固定資産税・都市計画税相当額(償却資産を除く)を交付 ・限度額なし ※土地は、工場等の建設工事着手日前3年以内に取得したものでなければ奨励金の対象外
		2.工場等増設奨励金 (1)中小企業者による工場等の増設、建替えであること (2)物品の製造、加工又は修理、新エネルギー、物流、研究開発のいずれかの事業の用に供される工場等であること (3)固定資産取得費用が1億円以上あること (4)増設又は建替え後の工場等の延床面積が、従前と比べて 20%以上増加すること (5)高度先端産業立地促進奨励金、愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けていないこと	・工場等新設奨励金と同じ ・限度額単年度1億円
		3.高度先端産業立地促進奨励金 (1)中小企業者が高度先端産業に該当する事業を営む工場等を新設又は増設すること (2)土地を除く固定資産取得費用が2億円以上あること (3)常用雇用従業員を新たに5人以上雇用すること (4)同一事業所内で過去に高度先端産業立地	○土地を除く固定資産取得費用の10%を交付(限度額1対象 10 億円)

		促進奨励金、愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金の交付を受けていないこと	

23225

愛知県

知立市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
企業再投資促進事業費補助金交付要綱	H24.11.1 H27.4 改正 H28.4 改正 H30.4 改正 R4.4 改正	・工場等を新設又は増設をする~~中小~~企業者。 ・20年以上工場等が愛知県内に立地（うち概ね10年以上工場等が市内に立地）していること。 ・次のア、イいずれかに該当すること ア　中小企業 25 人以上の常用雇用者数を有し、当該工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であり、補助事業に係る工場等の操業等を開始した日から5年間は、25 人以上の常用雇用者数を維持すること。 イ　大企業 100 人以上の常用雇用者数を有し、当該工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が 25 億円以上であり、補助事業に係る工場等の操業等を開始した日から5年間は、100 人以上の常用雇用者数を維持すること。 ・愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること。 ・過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。 ・知立市暴力団排除条例（平成24年知立市条例第9号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。	・工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額に相当する額に中小企業の場合は10 パーセントに相当する額又は1億円のいずれか低い額を大企業の場合は5パーセントに相当する額又は5千万円のいずれか低い額を補助する。

		・市税の滞納がないこと。	
知立市企業立地促進条例	R4.4.1	・製造業に係る工場等の新設又は増設により、小規模企業者は3千万円、中小企業者は1億円、それ以外は5億円以上の固定資産取得費用の額があること。 ・投下固定資産に関して、市からその他の補助金を受けていないこと。 ・当該事業に係る工場等の操業開始の日から5年間操業を継続しなければならない。	指定地域内に製造業に係る工場等を新設又は増設する事業者に3年間、固定資産税に相当する額を奨励金として交付する。
知立市企業立地公共施設整備補助金交付要綱	R4.4.1	・指定地域における製造業に係る施設又は研究開発の用に供する施設の開発事業であること。 ・公共施設整備に関して、市からその他の補助金等を受けていないこと。 ・公共施設整備に関して、道路管理者等と調整が完了していること。 ・市税を滞納していないこと。	公共施設整備に必要な費用に相当する額又は公共施設整備に係る面積1平方メートルあたり2万円を乗じて得た額のいずれか低い額を交付する。

23226

愛知県

尾張旭市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
尾張旭市工場設置対策条例	S43.3	○適用工場は市長が議会の同意を得て認定	奨励金 ○工場の敷地提供者に対し、当該年度の提供敷地に係る市民税額の 50/100 以内
尾張旭市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則に関する条例	H28.3	都市計画法上の工業地域若しくは準工業地域、又は市長が定める地域内に立地する特定工場	工場立地法に定める緑地規制を緩和 【住工複合地域】 緑地面積の割合:15% 環境施設の割合:20% 【準工業地域等】 緑地面積の割合:10% 環境施設の割合:15% 【工業地域】 緑地面積の割合:5% 環境施設の割合:10%
尾張旭市企業再投資促進補助金交付要綱	H26.11	次のいずれにも該当する、工場等の新増設を行う大企業及び中小企業 ア次のいずれかの分野に該当するもの ・次世代自動車関連分野 ・航空宇宙関連分野 ・環境・新エネルギー関連分野 ・健康長寿関連分野 ・情報通信関連分野 ・ロボット関連分野 ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成 19 年法律 40 号)に基づく東尾張地域基本計画の指定集積業種の分野 ・その他市長が認める分野 イ 20 年以上市内に立地し所定の常用雇用者数を有し、交付期間中はその維持ができるもの ・常用雇用者数　大企業:100 人以上　中小企業:25 人以上	土地を除く固定資産取得費用の一部を補助 ・大 企 業　補助率　5%以内 補助限度額 2億円 ・中小企業　補助率 10%以内 補助限度額 4億円

		ウ新増設に係る固定資産取得費用の合計額が所定の額以上であること ・大企業:25 億円以上　中小企業:1億円以上 エ愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定を受けていること オ市税の滞納がないこと	

23227
愛知県
高浜市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
高浜市企業誘致等に関する条例	H19.9	(1)指定地域内において工場等を新設すること (2)面積が 3,000 ㎡以上（中小企業者は 1,000 ㎡以上、小規模企業者は 500 ㎡以上）の土地に工場等を新設すること (3)投下固定資産総額が、3億円以上（中小企業者は1億円以上、小規模企業者は 5,000 万円以上）であること (4)新設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うこと	工場等新設促進奨励措置 ○操業を開始した日以後、3年間における工場等の新設に係る工事に着手する日前3年以内に取得した土地（当該土地が奨励措置の対象となっている場合は除く）及び工場等の新設に係る家屋に係る各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額 ○限度額は各年度分ごとに1億円
		(1)指定地域内において工場等を増設すること (2)投下固定資産総額が、3億円以上（中小企業者は1億円以上、小規模企業者は 5,000 万円以上）であること (3)増設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うこと ※工場等の拡充の場合は、増築後の延床面積が増築前に比べ 1/5 以上増加すること ※工場等の全部を建替える場合は、建替え後の工場等の固定資産税評価額が増加すること	工場等増設促進奨励措置 ○操業を開始した日以後、3年間における工場等の増設に係る工事に着手する日前3年以内に取得した土地（当該土地が奨励措置の対象となっている場合は除く）及び工場等の増設に係る家屋に係る各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額 ○限度額は各年度分ごとに1億　円
		(1)新設又は増設した工場等が操業を開始した日の前日までに、雨水を貯水し、及び配水する施設として、100 トン以上の貯水能力を有する施設を設置していること (2)高浜市雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金交付規則に基づく補助を受けていないこと	雨水活用施設促進奨励措置 ○整備に要した額（消費税及び地方消費税相当額を除く）の 1/4 に相当する額 ○限度額 500 万円
		(1) 新設又は増設した工場等が操業を開始した日の前日までに、雨水を浸透する設備等として、透水性舗装・浸透ます・浸透管・浸透槽・浸透側溝・本市内の事業所において廃かわら材を使用	透水性舗装等促進奨励措置 ○整備に要した額（消費税及び地方消費税相当額を除く）の 1/2 に相当する額 ○限度額 200 万円

		して生産されたあいくる材を用いた路床等の設備等を設置していること (2)高浜市雨水貯留・浸透施設設置奨励補助金交付規則に基づく補助を受けていないこと	
		(1) 新設又は増設した工場等が操業を開始した日の前日までに、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第2条に規定する新エネルギー利用等のための施設等として、国又はそれに準ずる機関から新エネルギーに関する施設等として補助を受けた施設等を設置していること ※新エネルギーとは、太陽光発電・風力発電・太陽熱利用施設等をいう	新エネルギー施設等促進奨励措置 ○整備に要した額(消費税及び地方消費税相当額を除く)の 1/4 に相当する額 ○限度額 500 万円
		(1) 新設又は増設した工場等が操業を開始した日の1年前の日から起算して2年間に、新たに雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者を除く)として5人以上(中小企業者は3人以上、小規模企業者は1人以上)の市民の雇用を開始していること (2)上記の雇用を開始した従業員を継続して1年以上雇用していること	雇用促進奨励措置 ○新たに雇用した従業員の数に 20 万円を乗じて得た額 ○限度額 200 万円
		(1) 新設又は増設した工場等が操業を開始した日の1年前の日から起算して2年間に、新たに雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者を除く)として障害者等の雇用を開始していること ※障害者等とは、障害者(市民に限る)及びジョブコーチをいう (2)上記の雇用を開始した障害者等を継続して1年以上雇用していること	障害者等雇用促進奨励措置 ○新たに雇用した障害者等の数に30万円を乗じて得た額 ○限度額 300 万円
		○新設又は増設した工場等が操業を開始した日	事業所内託児所促進奨励措置 ○整備に要した額(消費税及び地方

		から3年以内に、必要な構造等を有する事業所内託児所を工場等の敷地内に設置又は増築すること	消費税相当額を除く)の 1/2 に相当する額 ○限度額 300 万円
		(1)1月2日から翌年1月1日までの間に新たに3億円以上(中小企業者は1億円以上、小規模企業者は5,000 万円以上)の指定地域内の工場等に係る償却資産を取得したこと (2)償却資産を取得した日において指定地域内で継続して3年以上事業を行っていること	償却資産増資促進奨励措置 ○償却資産を増資した部分に係る固定資産税に相当する額に 1/2 を乗じた額に相当する額 ○限度額 200 万円 (1事業者1度限り)
高浜市産業立地の促進に関する条例	H17.3.31	○新設の場合 敷地面積が 5,000 ㎡以上 ○増設の場合 増設に係る敷地面積が 5,000 ㎡以上	立地支援・協力 「工場等を建設するため必要な用地のあっせん」、「工場等の建設に伴う行政庁の許可又は認可の促進」など
○高浜市企業再投資促進補助金交付要綱	H27.8.3	市内で工場等の新増設をする事業者で、以下に該当する者 (1)20 年以上市内に立地している工場等を有する者 (2)10 年以上市内に立地している工場等を有する者であって次のいずれにも該当するもの ①市内に立地している工場等の操業開始時点において継続して隣接する市に立地する工場等を有する者 ②市内に立地している工場等の立地期間及び当該市内に立地している工場等の操業開始時点における隣接する市に立地する工場等の立地期間の合計が通算して 20 年以上となる者 ※次のいずれかに該当すること ア常用雇用者数が 25 人以上で、原則として、補助金交付期間中 25 人以上の常用雇用者数を維持する中小事業者であり、かつ、当該工場等の新増設に伴う固定資産取得費用の合計額が 1 億円以上であること イ常用雇用者数が 100 人以上で、原則として、補助金交付期間中 100 人以上の常用雇用者数を維持する事業者であり、かつ、当該工場等の新増設に伴う固定資産取得費用の合計額が 25	補助金 土地を除く固定資産取得費用(建物及び償却資産)に以下の割合を乗じた金額を補助 ○大企業 :3%以内(限度額:2,500 万円) ○中小企業:6%以内(限度額:5,000 万円)

		億円以上であること ※「愛知県新あいち創造産業立地補助金」に採択された事業 ※過去に同一の工場の同一の新増設等において同補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと	
高浜市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例	H26.12	①対象地域 市内の工業専用地域 ②対象事業所 工場立地法第6条第 1 項及び同施行令第2条に規定する「特定工場」 ・業種：製造業、電気・ガス・熱供給業(水力、地熱、太陽光発電所は除く) ・規模：敷地面積 9,000 ㎡以上又は建築面積 3,000 ㎡以上	工場内の緑地率の緩和 〇緩和率 ・緑地面積率は5％以上 ・環境施設面積率は 10％以上 ・緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定は、緑地全体の50％以内まで緑地に算入可

23227

愛知県

岩倉市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
岩倉市企業立地の促進等に関する条例	H27.12 H28.12 改正	工場等新設奨励金 ・工場等を新設すること。 ・新設する工場等の床面積が 1,000 平方メートルを超えるものであること。 ・新設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うこと。 工場等増設奨励金 ・工場等を増設すること、又は建替えること。 ・増設する工場等の床面積が 500 平方メートルを超えるものであること。 ・増設する工場等の周辺地域の生活環境に適正な配慮を行うこと。 ＜その他共通項目＞ ・投下固定資産総額が5億円以上であること。（中小企業者にあっては、5,000 万円以上であること。） ・過去3年間に市税等を滞納していないこと。 ・岩倉市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。	工場等新設奨励金 操業開始日以後に、当該工場等に係る固定資産税及び都市計画税の課税初年度から3年間における工場等の新設に係る目的で取得した土地、工場等の新設に係る家屋及び償却資産の各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額 工場等増設奨励金 操業開始日以後に、当該工場等に係る固定資産税及び都市計画税の課税初年度から3年間における工場等の増設に係る目的で取得した土地、工場等の増設に係る家屋の各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額
		雇用促進奨励金 ・工場等新設奨励金又は工場等増設奨励金の交付に係る奨励措置に認定を受けていること。 ・工場等の操業開始に伴い新たに当該工場等で雇用される者のうち、工場等の新設又は増設の日の1年前から起算し	雇用促進奨励金 新規雇用従業者の数に 20 万円を乗じて得た額 ただし、当該額が 200 万円を超えるときは200万円

		て2年の間に雇用され、かつ、当該雇用された日から雇用促進奨励金の交付申請の時までの間、引き続き本市に居住し、1年以上雇用されているものを1人以上有すること。	

23229

愛知県

豊明市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

要綱名	制定年月	対象者の要件	内　　容
豊明市企業再投資促進補助金交付要綱	H28.10.1	○補助対象 10 年以上、市内に立地する工場等を有し、かつ 20 年以上、県内に立地する企業で、製造業に係る工場、研究所の新増設などの再投資を行う企業。 ○対象分野 次世代自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連、企業立地促進法に基づく東尾張地域基本計画の指定集積業種の分野（製造業に限る）。 ○交付要件 100 人以上（中小企業は 25 人以上）の常用雇用者を有する事業者で、投資規模が 25 億以上（中小企業は1億円以上）であること。また、原則として認定申請時の常用雇用者数を維持することが必要。 ○その他 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されることが条件。	○補助対象経費 土地を除く固定資産取得費用（新増設に係る工場建設費、機械装置費を含む）。 ○補助率 原則として、補助対象経費の5％以内（県とあわせて 10％以内）、中小企業者は 10％以内。 ○限度額 5億円（県とあわせて 10 億円）、中小企業者は 10 億円 ○受付時期 工事着工の 30 日前までに、事業認定申請書の提出が必要。
豊明市中小企業再投資促進補助金交付要綱	H29.1.18	○補助対象 市内において申請時に立地しており、工場等の新設または増設を行う企業。 ○対象分野 製造業 ○交付要件 常用雇用者数が 25 名未満で、補助対象経費が 3000 万円以上であること	○補助対象経費 土地を除く固定資産取得費用（新増設に係る工場建設費、機械装置費を含む）。 ○補助率 原則として、補助対象経費の5％以内。 ○限度額 1000 万円。 ○受付時期 工事着工の 30 日前までに、事業認定申請書等の提出が必要。
豊明市 21 世紀高度先端産業立地補助金交付要綱	H29.1.18	○補助対象 市内で工場の新設又は増設を行う中小企業	○補助対象経費 工場の新設又は増設に伴う固定資産取得費用（消費税相当

		○対象分野 航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連等の高度先端産業分野の製造業等 ○交付要件 高度先端分野の事業の工場を施設又は増設する中小企業者の固定資産取得費用が2億円以上であること。 新設又は増設に伴い、新たに5人以上を常用雇用すること。 ○その他 愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金に採択されることが条件。	額をのぞく)。 ○補助率 原則として、補助対象経費の 10%以内(機械及び施設を一新する場合は 5%)。 ○限度額 10 億円(県とあわせて 10 億円) ○受付時期 工事着工の 30 日前までに、事業認定申請書等の提出が必要。

23230
愛知県
日進市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

要綱名	制定年月	対象者の要件	内　　容
日進市企業再投資促進補助金交付要綱	H27.5 H30.6 改正 H31.4 改正 R2.6 改正	次のいずれにも該当するもの (1)　工場等を市内において 10 年以上立地し、かつ、県内において 20 年以上立地している者のうち次のいずれかに該当するもの ア　原則として、25 人以上の常用雇用者数を補助金の交付期間中維持する中小企業者で、工場等新設又は増設に伴う固定資産取得費用合計額が1億円以上 イ　原則として、100 人以上の常用雇用者数を補助金の交付期間中維持するアに該当しない事業者で、工場等新設又は増設に伴う固定資産取得費用合計額が 25 億円以上 (2)愛知県新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）に採択された者 (3)過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けた者でないこと。 (4)市税の滞納がない者であること。 (5)日進市暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。 (6)日進市商工会の会員であること。	補助金の額 (1)左記(1)のアに該当する場合： 補助対象経費の 12％以内（うち県支援分5％以内）、上限6億円（うち県支援分3億円） (2)左記(1)のイに該当する場合： 補助対象経費の7％相当額以内、上限3億円
日進市産業立地促進奨励金交付要綱	R5.1	1　事業所等立地促進奨励金 次の要件の全てに該当する事業者 (1)指定地域内において事業所等を立地すること。 (2)立地する事業所等が、次のいずれかに該当する施設であること。 ア　工場、その研究開発の用に供する	奨励金の額 操業開始日又は開業日以後に当該事業所等に係る固定資産税を最初に課することとなった年度(以下「課税初年度」という。)から5年間における各年度の固定資産税に相当する額

		施設及び流通業務の用に供する施設並びにこれらに附帯する施設 イ ホテル等 (3)当該事業者の投下固定資産総額が、次のいずれかを満たすこと。 ア 工場等の新設又は増設 5億円(中小企業者にあっては、1 億円)以上 イ ホテル等の新設又は増設 1 億円以上 (4)立地する事業所等の周辺地域の生活環境に適正な配慮をすること。 (5)日進市企業再投資促進補助金の交付を受けていないこと。 (6)日進市暴力団排除条例(平成24年日進市条例第 22 号)に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。 (7)過去3年間で市税の滞納がないこと。	
		2 高度先端産業立地促進奨励金 次の要件の全てに該当する事業者 (1)次に掲げる高度先端産業に該当する事業を営む中小企業者であること。 ア 航空宇宙関連分野 イ 環境・新エネルギー関連分野 ウ 健康長寿関連分野 エ 情報通信関連分野 オ 先端素材関連分野 カ ナノテクノロジー関連分野 キ バイオテクノロジー関連分野 ク その他市長が認める高度先端的な技術分野 (2)工場の新設又は増設に要した固定資産取得費用が2億円以上で、かつ、工場の新設又は増設に伴い雇用される新規常用雇用従業員が、原則 5 人以上であること。 (3)愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助金(以下「県補助金」という。)の交付を受けることができること。	奨励金の額 当該工場の新設又は増設に要する固定資産取得費用に相当する額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の 15 パーセント(既存の工場の建物内に新たに機械設備を設置する場合は5パーセント、次のいずれかに該当する場合は 20 パーセント)に相当する額以内 1 本社機能を併設する工場 2 従業者が 50 人以上の工場 限度額:10 億円

		(4)過去に同一の事業所等における同一の事業について、同種同様の補助金及び県補助金の交付を受けていないこと。 (5)日進市暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。 (6)過去3年間で市税の滞納がないこと。	
		3 雇用促進奨励金 新設し、又は増設した事業所等において新規常用雇用従業員を雇用基準日から起算して1年以上継続して雇用している事業者	奨励金の額 新規常用雇用従業員の数に 50 万円を乗じて得た額(新規常用雇用従業員に女性又は障害者である者がいる場合は、当該額に、当該者 1 人につき 20 万円を加算して得た額) 限度額:1, 500 万円
		4 インフラ整備事業奨励金 事業所等の新設又は増設に伴い、市又は愛知中部水道企業団が管理し、若しくは管理することとなる道路、水路又は水道の設置工事(次のいずれにも該当するものに限る。)を行う事業者 (1) 公共の用に供するものであること。 (2) 投資額が 100 万円以上であること。	奨励金の額 道路、水路又は水道の整備にかかる費用(委託料・工事費用等)の 2 分の 1 に相当する額(消費税及び地方消費税相当額を除く。) 限度額:1, 000 万円
		5 新エネルギー施設等促進奨励金 工場等の新設又は増設に伴い、新エネルギー利用等(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成 9 年法律第 37 号)第 2 条に規定する新エネルギー利用等をいう。以下同じ。)を行うための設備等で国又はそれに準ずる機関から新エネルギーに関する施設等として補助を受けた施設等を設置する事業者	奨励金の額 新エネルギー利用等を行うための設備等の設置に要した費用の 4 分の 1 に相当する額(消費税及び地方消費税相当額を除く。) 限度額:500 万円
		6 工場等緑化促進奨励金 工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)第 6 条第 1 項の規定による届出義務を有する事業者であって、同法第4条第1項の規定により公表された準則(同法第 4 条の 2 第 1 項の規定により市町村準則	奨励金の額 緑地を整備した費用の 2 分の 1 に相当する額(消費税及び地方消費税相当額を除く。) 限度額:1, 000 万円

		が定められた場合にあっては、その市町村準則を含む。)に定められた緑地面積の基準を超える緑地を整備するもの	

23231

愛知県

田原市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
田原市企業立地奨励金交付要綱	H14. 6 H15. 1 改正 H15. 8 改正 H17. 1 改正 H19. 6 改正 H22. 9 改正 H25. 4 改正 H27. 5 改正 H28.12 改正 R2.1 改正 R2.7 改正 R2.7 改正 R2.12 改正 R4.10 改正	指定区域内において事業所の新設又は増設を目的として ・新たに土地を取得するもの ・新たに土地を愛知県企業庁から土地リース制度の適用を受けて借り受けたもの ・家屋を建築（増築により床面積が増加する場合を含む）するもの ・土地又は家屋を貸借し、当該土地又は家屋内に償却資産（太陽光、風力、火力及びガスタービン発電設備は除く。）を新たに取得し、設置するもの ※指定区域 田原浦鬼塚地区、東三河臨海田原1区、田原2区、田原4区、田原浦片土地区画整理事業区域 ※土地の取得を伴わない場合は、家屋と償却資産（太陽光、風力、火力及びガスタービン発電設備は除く。）の取得費用の合計額が大企業で1億円、中小企業で 5,000 万円以上であること ※対象期間 H14.1.2 から R8.3.31 までの間に土地、家屋、償却資産を取得すること	奨励金 ○対象事業者が固定資産を取得後、該当の固定資産に係る固定資産税が課される年度の翌年度からそれぞれ3年間交付 ○限度額　なし
企業再投資促進補助金制度	H24.7 H27.4 改正 H30.4 改正 R3.1 改正	20 年以上、田原市内に立地する工場等を有する企業で、工場や事業所等の新増設などの再投資を行う中小企業 1　対象分野 次世代自動車関連（自動車関連を含む）、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に規定する集積業種の分野（東三河地域に係る部分に限る） 2　交付要件 (1)投資規模要件…1億円以上 ・補助率：10％以内（内県支援分5％） ・限度額：10 億円（内県支援分5億円）	○対象経費 ・固定資産取得費用（土地代を除く） ・新増設に係る工場建設費 ・機械設備装置費（工場改修に係る経費含む）

		・常用雇用者:10 人以上(25 人未満は県支援分なし) (2) 投資規模要件…5千万円以上1億円未満 ・補助率:5%以内(市の補助のみ) ・限度額:500 万円(市の補助のみ) ・常用雇用者:10 人以上 3 交付条件 ・申請にあたっては、(1)(2)とも愛知県、または市の審査会の認定が必要です。 4 対象期間 平成24年7月1日～令和6年3月31日	

23232
愛知県
愛西市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
愛西市企業立地促進条例	H27.9 R2.3 改正 R3.6 改正	(1)立地促進奨励金 ・指定区域内(※1)において製造業に属する事業所及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第2条第1号に規定する流通業務に属する事業所の新設すること ・土地の取得日等から3年以内に操業を開始すること ※1　都市計画法第7条に規定する市街化調整区域のうち、同法第 12 条の4第1号に基づく工業系の地区計画が定められた区域	(1)立地促進奨励金 新設の事業所の操業日後に当該事業所に係る固定資産税を最初に課することとなった年度から3年間における各年度の固定資産税(家屋及び償却資産に課するもの)に相当する額(限度額なし)を、当該年度の翌年度に交付
		(2)雇用促進奨励金 ・立地促進奨励金 の交付を受けること ・新規常用従業員(※2)を雇用し、起算日(※3)から 1 年以上継続して雇用していること ※2　雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する短時間労働者を除く)のうち、操業日を6月経過した日までに常用従業員となった者常用従業員となった日から継続して市内に住所を有するものに限る) ※3　操業日から6月を経過した日	(2)雇用促進奨励金 新規常用従業員1人に付き 15 万円(上限年額 1,200 万円、最大2年間交付)
		(3)建物賃借型雇用促進奨励金 ・新規常用従業員(※2)を雇用し、起算日(※3)から 1 年以上継続して雇用していること ※2　雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者である従業員(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する短時間労働者を除く)のうち、操業日を6月経過	(3)建物賃借型雇用促進奨励金 新規常用従業員1人に付き 15 万円(上限年額 1,200 万円、最大2年間交付)

		した日までに常用従業員となった者（常用従業員となった日から継続して市内に住所を有するものに限る） ※3　操業日から6月を経過した日	

23233

愛知県

清須市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
清須市高度先端産業立地奨励条例	H21.4	○市内で工場を新設、又は増設する場合は、以下の要件を満たす高度先端産業に該当する場合 ・工場の新設又は増設に伴う固定資産取得費用（土地を除く）2億円以上 ・新規雇用従業員　5人以上 ○対象分野 ・健康長寿、環境・エネルギー、航空宇宙、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、IT、その他市長が認める高度先端的な技術分野	奨励金 ○工場の固定資産取得費用（土地を除く）×10％（工場等の建物を賃借する場合又は既設の建物内に新たな機械設備を設置する場合は5％） ○限度額　3億円
清須市内企業再投資促進要綱	H24.6	①工場等の新増設等をしようとする中小企業者 ・市内に工場等が 20 年以上立地し、以下の要件を満たす事業者に該当する場合 ・固定資産取得費用(土地を除く)1 億円以上 ・常用雇用従業員　25 人以上（奨励金交付期間中は維持） ・過去に同一の工場等の同一事業において、この告示による奨励金の交付を受けていないこと ②工場等の新増設等をしようとする企業（中小企業者を除く） ・市内に工場等が 20 年以上立地し、以下の要件を満たす事業者に該当する場合 ・固定資産取得費用(土地を除く)25 億円以上 ・常用雇用従業員　100 人以上（奨励金交付期間中は維持） ・過去に同一の工場等の同一事業において、この告示による奨励金の交付を受けていないこと 対象分野	奨励金 ① ・工場の固定資産取得費用（土地を除く）×10％ ・限度額　2億円 ② ・1億円

		・自動車（次世代自動車関連分野を含む。）、 航空宇宙、環境・新エネルギー、 健康長寿、情報通信、ロボット、･企業立地促進法に基づく東尾張地域基本計画の指定集積業種の分野、その他市長が認める分野	

23236

愛知県

みよし市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
みよし市企業立地促進条例	R2.4	○愛知県21世紀高度先端産業立地補助金対応 (1)工場等立地促進奨励金 ・新設等する工場等が次のいずれかの事業の用に供されるものであること ア　製品の製造、加工又は修理に係る事業 イ　流通業務に係る事業 ウ　情報の処理、提供等のサービスを行う事業 エ　開発研究等を行う事業 オ　その他市長が適当と認める事業 ・投下固定資産総額が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額以上であること ア　小規模企業者　3,000万円以上 イ　中小企業者　1億円以上 ウ　ア及びイ以外の事業者　3億円以上 ・新たな土地の所有権を取得し、又は賃貸借契約をする場合にあっては、土地の面積が1,000㎡以上であること ・工場等の拡充の場合は増築後の延べ床面積が増築前に比べ5分の1以上増加するものに限り、建替えの場合は建替え後の工場等の固定資産税評価額が増加するものに限る (2)高度先端産業立地奨励金 ・高度先端産業を営む事業者であること ・高度先端産業の用に供する投下固定資産総額が50億円(当該工場等の新設等を行う事業者が中小企業者又は小規模企業者である場合にあっては2億円、研究所等を新設等する場合にあっては5億円(中小企業者等が立地をした研究所である場合にあっては、2億円))以上であること ・工場等(研究所を除く。以下この号において同じ。)の操業開始に伴い、新たに常用雇用する従業員を20人(当該工場等の操業開始を行う	(1)工場等立地促進奨励金 工場等立地促進奨励金の額は、新設等した工場等が操業を開始した日以後に最初に固定資産税及び都市計画税を課することとなった年度(以下「課税初年度」という。)から3年間交付するものとし、各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額に100分の50を乗じて得た額とする (2)高度先端産業立地奨励金 高度先端産業立地奨励金の額は、高度先端産業の用に供する投下固定資産総額に100分の10を乗じて得た額(当該工場等が研究所である場合にあっては、100分の20を乗じて得た額)に相当する額とし、5億円を限度とする (3)新規成長産業立地奨励金 新規成長産業立地奨励金の額は、新設等した工場等が操業を開始した日以後に課することとなった固定資産税及び都市計画税に相当する額に100分の50を乗じて得た額とする。当該奨励金は課税初年度から5年間交付するものとし、各年度に算定された額を当該年度の翌年度に交付するものとする。 (4)地盤改良奨励金 工場等を建設する用地に、規則で定める工法により地盤改良を施した場合に交付するものとし、地盤改

		事業者が中小企業者等である場合にあっては、5人)以上雇用すること (3)新規成長産業立地奨励金 ・新規成長産業を営む事業者であること ・新規成長産業の用に供する投下固定資産総額が 1,000 万円以上であること (4)地盤改良奨励金 ・(1)又は(2)又は(3)の奨励金の交付の対象事業者であること (5)雨水活用施設奨励金 ・(1)又は(2)又は(3)の奨励金の交付の対象事業者であること (6)新エネルギー設備設置奨励金 ・(1)又は(2)又は(3)の奨励金の交付の対象事業者であること	良奨励金の額は、工場等の建築面積に係る地盤改良費(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に 100 分の 20 を乗じて得た額とし、1,000 万円を限度とする。 (5)雨水活用施設奨励金 工場等の建設に伴い、雨水を貯水及び活用する施設等であって、100 立法メートル以上の貯水能力を有するものを設置した場合に交付し、雨水活用施設奨励金の額は、設置に要した費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に 100 分の 25 を乗じて得た額とし、400 万円を限度とする (6)新エネルギー設備設置奨励金 工場等の建設に伴い、新エネルギー利用等(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成 9 年法律第 37 号)第 2 条に規定する新エネルギー利用等をいう。)を行うための設備等を設置した場合に交付し、新エネルギー設備設置奨励金の額は、設置に要した費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に 100 分の 20 を乗じて得た額とし、200 万円を限度とする
みよし市企業再投資促進補助金交付要綱	H27.4	○新あいち創造産業立地補助金Aタイプ対応 〈補助対象〉 ・原則として 20 年以上工場が市内に立地する企業で、工場、研究所等の新増設等を行う企業 〈対象要件〉 ①大企業 ・土地を除く固定資産取得費用の合計額が 25 億円以上であること。 ・補助金交付期間中において、100 人以上の常用雇用者数を維持すること。 ②中小企業 ・土地を除く固定資産取得費用が1億円以上であること。	補助金 ①大企業 ・土地を除く固定資産取得費用(建物及び償却資産)の5%に相当する額以内 ・限度額 3億円 ②中小企業

		・補助金交付期間中において、25 人以上の常用雇用者数を維持すること。 ※愛知県新あいち創造産業立地補助金（A タイプ）に採用されること ※過去に同一の工場の同一の新増設等において、同補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと 〈対象分野または業種〉 ・次世代自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の西三河地域集積業種（輸送機械、機械・金属、電気・電子機器、健康長寿関連産業、農商工連携関連産業）	・土地を除く固定資産取得費用（建物及び償却資産）の 10%に相当する額以内 ・限度額　6億円

23237

愛知県

あま市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
あま市高度先端産業立地奨励条例	H22.3	○市内に高度先端産業の工場等を新設、又は増設する中小企業者が以下の要件を満たす場合。 ・工場の新設又は増設に伴う固定資産取得費用（土地を除く）2億円以上 ・新規常用雇用者数　原則として、5人以上 ○対象分野 健康長寿関連分野、環境・エネルギー関連分野、航空宇宙関連分野、先端素材関連分野、ナノテクノロジー関連分野、バイオテクノロジー関連分野、IT関連分野、その他市長が認める高度先端的な技術分野	奨励金 ○固定資産取得費用の 10 分の 1（既存の工場等の建物内に新たに機械設備を設置する場合又は工場等の建物を賃借する場合は 20 分の 1）に相当する額 ○限度額 1 億円（奨励金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。） ○工事着手の 60 日前までに認定申請が必要です。
あま市企業再投資促進補助金交付要綱	H28.6.1	○あま市内において、10 年以上立地しており、かつ愛知県内において 20 年以上立地している企業が製造業等に係る工場、研究所の新増設等を行う場合。 ○交付要件 ・中小企業は、25 人以上の常用雇用者を維持し、固定資産取得費用（土地を除く）の合計金額が 1 億円以上であること。 ・大企業は、100 人以上の常用雇用者を維持し、固定資産取得費用（土地を除く）の合計金額が 25 億円以上であること。 ○対象分野 自動車、航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、ロボット関連、愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める西尾張地域の集積業種の分野及びその他市長が認める分野	補助金 ○固定資産取得費の 10%以内（うち県補助分 5%以内） ○限度額2億円（うち県補助分 5%以内） ○工事着手の 30 日前までに事業認定申請が必要です。
あま市工場立地法地域準則条例	R5.6	○工場立地法における緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合（緑地面積率・環境施設面積率）及び重複緑地算入率の緩和	○準工業地域 ・緑地面積率 10%以上 ・環境面積率 15%以上

		○対象区域 都市計画法における準工業地域・工業地域・用途地域の定めのない区域 ○対象施設 敷地面積 9,000 ㎡以上又は建築面積 3,000 ㎡以上の製造業等に係る工場又は事業所（工場立地法における特定工場）	・重複緑地算入率 50％以内 ○工業地域及び用途地域の定めのない区域 ・緑地面積率 5％以上 ・環境面積率 10％以上 ・重複緑地算入率 50％以内

23302
愛知県
東郷町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
東郷町企業立地促進条例	H22.12	工場等新設促進奨励金 ・指定地域内に工場等を新設すること ・投下固定資産総額が3億円以上（中小企業者は、1億円以上）	建設のための土地及び家屋に係る固定資産税に相当する額の一定割合（50%～100%）を3年間交付
		工場等増設促進奨励金 ・指定地域内に工場等を増設すること ・投下固定資産総額が1億円以上（中小企業者は、5千万円以上） ・工場等の拡充の場合は、増築後の延床面積が増築前と比較して 1/5 以上増加するものであること、建替えの場合は、建替え後の工場等の固定資産税の評価額が増加するものであること	
		雇用促進奨励金 ・工場等新設促進奨励金又は工場等増設促進奨励金を受けること ・事業開始日の1年前の日から起算して2年間に、新たに従業員として町内に住所を有する者の雇用を開始すること ・期間内に雇用を開始した従業員を継続して 1 年以上雇用していること	1 人 15 万円（上限 150 万円）を事業開始日から起算して2年を経過した日の属する年度の翌年度に交付
		償却資産取得奨励金 ・工場等新設促進奨励金を受けること ・工場等増設促進奨励金を受けるもののうち、指定地域内の他の場所に工場等を建築し、かつ、既存の工場等の事業を継続して営んでいること	操業開始時に取得した償却資産に係る固定資産税に相当する額を1年間交付
		敷地提供奨励金 新市街地候補ゾーンにおいて建設のための敷地を提供した場合	譲渡所得に係る町民税の 1/2 を交付
		便宜供与	事業所の新設等に伴う手続きの助言、用地の確保の協力及びその他必要な協力
東郷町内企業再投	H25.5	指定する地域に工場を新設または増設する場	中小企業者

資促進補助金		合で、以下の要件を満たすもの ⑴20 年以上、町内に立地する工場を有する企業 ⑵建物の建設費及び償却資産の取得費用（消費税抜）が大企業で 25 億以上、中小企業で1億以上であること ⑶支援期間中、大企業で 100 人以上、中小企業で 25 人以上の常用雇用者を維持すること ⑷愛知県の新あいち創造産業立地補助事業に認定されること ⑸過去に同一の工場の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。 ⑹東郷町企業立地促進条例（平成 22 年東郷町条例第 19 号）第 6 条による指定を受けていないこと。 ⑺東郷町暴力団排除条例に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。 ⑻東郷町都市計画マスタープランにおいて、新市街地候補ゾーン（工業系）として明示された区域に新増設すること。 ⑼町民税又は法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税が未納でないこと。	建物の建設費及び償却資産の取得費用（消費税抜き）の 10%（上限 4 億）を交付。 大企業者 建物の建設費及び償却資産の取得費用（消費税抜き）の 5%（上限 2 億）を交付。（この他、愛知県より同額の補助金が交付されます。）
東郷町商業施設等立地促進条例	R5.12	商業施設等新設促進奨励金 ・指定地域内に商業施設等を新設すること。 ・固定資産税総額が下記のとおりであること。 【商業施設】 投下固定資産増額 1 億円以上 ※中小企業者は 5,000 万円以上 【医療施設】 投下固定資産総額 5,000 万円以上 ※中小企業者は 3,000 万円以上 【宿泊施設】 投下固定資産額 10 億円以上 かつ、客室 150 室以上	新設した商業施設等の土地・家屋の固定資産税並びに都市計画税相当額を奨励金として、課税の翌年度から3年間交付
		商業施設等増設促進奨励金 ・指定地域内に商業施設等を増設すること。 ・固定資産税総額が下記のとおりであること。	増設した商業施設等の土地・家屋の固定資産税並びに都市計画税相当額の50～100%を奨励金として、課税の翌年

		【商業施設】 投下固定資産総額 5,000 万円以上 ※中小企業者は 2,500 万円以上 【医療施設】 投下固定資産総額 2,500 万円以上 ※中小企業は 1,500 万円以上 【宿泊施設】 投下固定資産総額 10 億円以上 かつ、客数 150 室以上	度から3年間交付
		償却資産取得奨励金 商業施設等新設促進奨励金又は商業施設等増設促進奨励金の交付対象者（商業施設等増設促進奨励金の場合は、他の場所に商業施設等を増設し、かつ既存の工場等の事業を継続している者）	新設又は増設した商業施設等において、取得した償却資産の固定資産税相当額を課税の翌年度に交付
		雇用促進奨励金 ・商業施設等新設促進奨励金又は商業施設等増設促進奨励金の交付対象者 ・事業開始日の1年前の日から起算して2年間に、新たに従業員として町内に住所を有する者の雇用を開始すること ・期間内に雇用を開始した従業員を継続して1年以上雇用していること	1 人 15 万円（上限 150 万円）を事業開始日から起算して2年を経過した日の属する年度の翌年度に交付

23342

愛知県

豊山町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置等〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
豊山町高度先端産業立地促進補助金交付要綱	R2.4	〈補助対象〉 高度先端産業に係る工場等の新設又は増設を行う中小企業者 〈対象分野〉 航空宇宙関連分野、環境・新エネルギー関連分野、健康長寿関連分野、情報通信関連分野、先端素材関連分野、ナノテクノロジー関連分野、バイオテクノロジー関連分野、その他町長が認める高度先端的 〈交付要件〉 ・固定資産取得費用(土地を除く)が2億円以上であること。 ・新規常用雇用者数が5人以上であること。 ・過去3年間で町税の滞納がないこと。 ※愛知県 21 世紀高度先端産業立地補助事業の認定を受けていること。	固定資産取得費用（土地を除く）の10％（既設工場の建物内に新たな機械設備を設置する場合は5％）以内、限度額2億円

23361
愛知県
大口町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
大口町企業立地促進事業奨励金交付要綱	H25.10	(1)工場等新設奨励金 町内において次の延床面積以上の工場等の建設を行う事業者。延床面積の算定に当たっては、その年の1月2日から翌年1月1日までに取得した工場等の合計の面積をいう。 ―小規模企業者及び中小企業者:500 ㎡ ―大企業者:1,000 ㎡ (2)工場等増設奨励金 町内において次の延床面積以上の工場等の建設を行う事業者。延床面積の算定に当たっては、その年の1月2日から翌年1月1日までに取得した工場等の合計の面積をいう。 ―小規模企業者及び中小企業者:500 ㎡ ―大企業者:1,000 ㎡ (3)償却資産取得奨励金 取得償却資産の総額が次の金額以上の事業者。 ①製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業者 ―小規模企業者:1,000 万円 ―中小企業者:5,000 万円 ―大企業者:10 億円 ②卸売業、小売業及びサービス業に属する事業者 ―小規模企業者:300 万円 ―中小企業者:1,500 万円 ―大企業者:3億円 ※ 町税の滞納がないこと	(1)工場等新設奨励金 当該工場等の建設のために着手前3年以内に取得した土地及び新設する工場等に課される3年度分の固定資産税相当額 ・限度額:1億円 (2)工場等増設奨励金 増設する工場等に課される2年度分の固定資産税相当額 ・限度額:1億円 (3)償却資産取得奨励金 当該償却資産に課される初年度分の固定資産税相当額 ・ただし、大企業者においては、初年度分の固定資産税相当額の2分の1の額とする。 ・限度額:2,000 万円
大口町内企業再投資促進補助金交付要綱	H24.9	愛知県内に20年以上立地し、かつ大口町内で10年以上立地する工場等を有する事業者で、工場・研究所の新増設等を行う事業者。 ①　対象分野 ・次世代自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボ	補助金 ①補助対象経費:固定資産取得費用 ②補助率 ―大企業:5%以内 ―中小企業:10%以内

		ット関連 ・愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種 ②投資規模要件 ・工場等の新増設に伴う固定資産取得費用が次の金額以上であること —大企業:25 億円 —中小企業:1億円 ③雇用要件 ・補助事業にかかる工場等の操業開始日から2年後まで、次の常用雇用者数を維持すること —大企業:100 人以上 —中小企業:25 人以上 ④その他の要件 ・町税の滞納がないこと ・愛知県新あいち創造産業立地補助事業の認定を受けていること	(県補助5%を含む) ③限度額 —大企業:2億円 —中小企業:4億円 (県補助2億円を含む)

23362

愛知県

扶桑町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
扶桑町内企業再投資促進補助金交付要綱	H25.10.1	◎補助対象者 (1)中小企業 ① 20 年以上工場等が愛知県内に立地していること ② 10 年以上工場等が扶桑町内に立地していること ③ 25 人以上の常用雇用者数を有すること ④ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、25 人以上の常用雇用者数を維持すること ⑤ 当該工場等の新増設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること ⑥ 町税の滞納がないこと (2)大企業 ① 20 年以上工場等が愛知県内に立地していること ② 10 年以上工場等が扶桑町内に立地していること ③ 100 人以上の常用雇用者数を有すること ④ 原則として、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から2年間は、100 人以上の常用雇用者数を維持すること ⑤ 当該工場等の新増設等に伴う固定資産取得費用の合計額が 25 億円以上であること ⑦ 町税の滞納がないこと	◎目的 扶桑町内に長年立地する事業者に対し、企業等の流出防止及び雇用の維持拡大を図り、地域経済の振興及び地域の活性化に資することを目的として、「扶桑町内企業再投資促進補助金」を交付します。 ◎対象分野 ① 次世代自動車関連分野(自動車関連を含む) ② 航空宇宙関連分野 ③ 環境・新エネルギー関連分野 ④ 健康長寿関連分野 ⑤ 情報通信関連分野 ⑥ ロボット関連分野 ⑦ 東尾張地域基本計画の指定集積業種の分野 ◎補助対象となる固定資産取得費用は土地取得分を含みません。 具体的には次に掲げる合計額(①＋②＋③) ① 工場、電子計算機プログラムの作成を行う事業場(以下、「事業所」)及び研究所の新設費 ② 工場、事業所及び研究所の増設費 ③ 既設の工場、事業所及び研究所の建物内に新たに設置する機械設備費 ◎補助率及び補助金額 (1)中小企業(県の補助金と合わせて交付します。) 補助対象経費の 10%(町負担分5%)に相当する額で、補助限度額は2億円(町負担分1億円)以内 (2)大企業(県の補助金とは別に交付します。) 1億円(町負担分1億円) ◎留意事項 ①対象となる区域は、扶桑町内に限ります。 ②愛知県が創設している「新あいち創造産業立地補助金」と連携しており、その認定を受ける必要があります。

扶桑町企業立地促進条例	H24.3	工場等新設促進奨励金 ・指定地域内に工場等を新設すること ・投下固定資産総額が3億円以上（中小企業者は、1億円以上）	建設のための土地及び家屋に係る固定資産税並びに都市計画税に相当する額を、3年間交付
		工場等増設促進奨励金 ・指定地域内に工場等を増設すること ・投下固定資産総額が1億円以上（中小企業者は、5千万円以上） ・工場等の拡張の場合は、増築後の延床面積が増築前と比較して 1/5 以上増加するものであること、建替えの場合は、建替え後の工場等の固定資産税の評価額が増加するものであること	建設のための土地及び家屋に係る固定資産税並びに都市計画税に相当する額の一定割合（50％～100％）を、3年間交付
		雇用促進奨励金 ・工場等新設促進奨励金又は工場等増設促進奨励金を受けること ・事業開始日の1年前の日から起算して2年間に、新たに従業員として町内に住所を有する者の雇用を開始すること	新規に町内に住所を有する者を正規従業員として1年以上継続して雇用した場合に、1名当たり 15 万円を交付（限度額 300 万円）
		償却資産取得奨励金 ・工場等新設促進奨励金を受けること ・工場等増設促進奨励金を受けるもののうち、指定地域内の他の場所に工場等を建築し、かつ、既存の工場等の事業を継続して営んでいること	償却資産を取得した工場等に課税初年度の取得した部分に係る固定資産税に相当する額を1年間交付
扶桑町中小企業振興費補助金交付要綱	H29.4.1	補助対象者は、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第2条第1項に規定する中小企業者で、事業用の施設を町内に新設又は増設する者とする。ただし、次の各号に掲げる者を除く。 (1)　補助金申請時において、町税及びその延滞金を滞納している者 (2)　同一施設に関して他の補助金等の交付を受ける予定のある者 (3)　その他町長が適当でないと認めた者	（補助対象施設） 補助対象となる施設は、町内において建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に適合した新設又は増設した製造業の用に供する事業用の施設で、家屋（住居に使用するものを除く。）及び家屋を取得してから6月以内に取得した償却資産（以下「対象施設」という。）とする。 前項の規定にかかわらず、補助対象となる施設は、対象施設を新設又は増設した年の翌年の1月1日が属する年度の翌年度（以下「対象年度」という。）において、固定資産税

			が賦課される施設とする。 （補助金の額） この要綱による補助金の額は、対象施設に係る対象年度の固定資産税相当額の2分の1とする。

23425

愛知県

蟹江町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	措置の内容
蟹江町企業再投資促進補助金交付要綱	H29.6 H30.3 改正	○補助対象 ・蟹江町内において、10 年以上立地しており、かつ愛知県内において 20 年以上立地している企業が製造業等に係る工場、研究所の新増設等を行う場合。 ○対象分野 ・次世代自動車関連（自動車関連を含む）、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等の分野 ・愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に基づく西尾張地域の集積業種の分野 ○交付要件 ・中小企業は、25 人以上の常用雇用者を維持し、固定資産取得費用（土地を除く）の合計金額が1億円以上であること。 ・大企業は、100 人以上の常用雇用者を維持し、固定資産取得費用（土地を除く）の合計金額が 25 億円以上であること。	蟹江町全域	補助金 ○補助対象経費 土地を除く固定資産取得費用（消費税相当額を除く） （新増設に係る工場建設費、機械装置費等） ○補助率 10％以内（うち県補助分5％以内） ○限度額 2億円（うち県補助分1億円） ○申請時期 工事着手の 30 日前までに事業認定申請が必要です。 ○その他 ・愛知県新あいち創造産業立地補助金交付要綱に基づく認定を受けることが必要です。 ・大企業の補助申請については、県支援分（補助率5％以内、限度額1億円）は、県への直接申請となります。

23442

愛知県

東浦町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　　容
東浦町企業再投資促進補助金交付要綱	H25.1	次のいずれにも該当する者 1 東浦町内において工場等を 20 年以上立地している者のうち次のいずれかに該当する者 (1) 25 人以上の常用雇用者を有する中小企業者で、工場等の新増設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。 (2) 100 人以上の常用雇用者を有する事業者で、工場等の新増設等に伴う固定資産取得費用の合計額が 25 億円以上であること。 2 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択された者であること。 3 過去に同一の工場等の同一事業において他の補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けていないこと。 4 過去に東浦町企業の立地の促進に関する条例による交付金の交付を受けた者でないこと。 5 過去に同一事業において東浦町先端産業育成条例による交付金の交付を受けた者でないこと。	＜補助額＞ 1 左記1(1) 補助対象経費の 10%以内(上限4億円) 2 左記1(2) 補助対象経費の5%以内(上限2億円) ※工事着手の 30 日前までに町へ申請が必要です。
東浦町企業の立地の促進に関する条例	H9.3	次のいずれにも該当するもの 1 新設された工場等の土地面積が 3,000 ㎡以上であること。 2 新設された工場等の土地及び家屋に係る固定資産税評価額の合計額が 1 億円以上であること。 3 既に認定を受け、現に交付金の交付を受けていないこと。 4 過去に東浦町先端産業育成条例による交付金の交付を受けていないこと。	＜補助額＞ 土地及び工場等の家屋に係る固定資産税相当額を3年間交付(上限なし)

東浦町先端産業育成条例	H11.12	先端産業に係る工場等を新増設する中小企業者で、次のいずれにも該当する者 1　認定申請時において、固定資産取得費用（土地を除く。）が2億円以上であること。 2　当該工場等の新増設に伴い新たに雇用される常用の従業員数が5人以上であること。ただし、当該新増設に係るロボット等の先端的な設備の導入による労働生産性の向上を図る計画を有し、労働生産性の向上が図られると町長が認めるときは、この限りでない。 3　過去に同一事業においてこの交付金又は東浦町企業の立地の促進に関する条例による交付金の交付を受けていないこと。	＜補助額＞ 土地を除く固定資産税相当額に2を乗じて得た額以内（上限 10 億円） ※工事着手前の 60 日前までに申請が必要です。 ※事業認定に当たっては、審査会の審査があります。
東浦町工場立地法に基づく町準則を定める条例	H30.3.23	町内の特定工場	工場立地法に定める緑地等の面積率の規制を緩和 ・工業専用地域、工業地域 緑地面積の工場敷地面積に対する割合を5%以上 環境施設面積の工場敷地面積に対する割合を 10%以上 ・準工業地域 緑地面積の工場敷地面積に対する割合を 10%以上 環境施設面積の工場敷地面積に対する割合を 15%以上 ・市街化調整区域の一部※ 緑地面積の工場敷地面積に対する割合を5%以上 環境施設面積の工場敷地面積に対する割合を 10%以上 ※(1)平成 30 年1月1日において都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない区域に設置されている特定工場の同日における敷地の区域 (2)都市計画法第 20 条第1項に規定により告示されている知多都市計画東浦石浜工場用地地区計画において地区整備計画が定められた平成 30 年1月1日における区域

			(3)平成 30 年1月1日において受理されている都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(愛知県条例第 37 号)第4条第2号の申出に係る土地の区域

23447

愛知県

武豊町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
武豊町新産業立地促進条例	H19.12	工業地域、工業専用地域において指定する事業に係る工場等を新増設する事業者 〈新設の場合〉 ○工場等の土地の面積又は、家屋の延べ床面積が 3,000 ㎡以上 〈増設（建てかえ含む）の場合〉 ○増設・建替え後の工場等の家屋の延べ床面積が 3,000 ㎡以上で、かつ、20％以上増加。ただし、償却資産のみ、福利厚生施設の増設は対象外 ※増設・建替えともに、新たに増加した部分のみ対象とする ○周辺地域の環境に適正な配慮をすること	奨励金 ○固定資産税及び都市計画税に相当する額（3年間）

23501

愛知県

幸田町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
幸田町企業再投資促進補助金交付要綱	R3.3制定	○【対象分野】 日本標準産業分類に掲げる「製造業」及び「ソフトウェア業」に分類される産業のうち、次のいずれかの分野に該当すること。 ① 次世代自動車関連（自動車関連を含む）、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連 ② 愛知県の産業集積の推進に関する基本方針の集積業種 ○【適用要件】 以下の①から⑧の要件の全てを満たすこと。 ①幸田町内において工場等を20年以上立地している者のうち、次のいずれかに該当する者 ⑴ 中小企業 25人以上の常用雇用者を有する中小企業者で、固定資産取得費用の合計額が1億円（税抜）以上であり、原則として補助金交付期間中、25人以上の常用雇用者数を維持すること。 ⑵ 大企業 100人以上の常用雇用者を有する企業（中小企業者を除く）で、固定資産取得費用の合計額が25億円（税抜）以上であり、原則として補助金交付期間中、100人以上の常用雇用者数を維持すること。 ② 町税を滞納していないこと。 ③ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有しない者であること。 ④ 過去に同一の工場等の同一事業において補助金又は県補助金の交付を受けていないこと。 ⑤ 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択されること。 ⑥ 補助事業認定申請書を提出した日から3年以内に補助事業に係る工場等の操業を開始すること。 ⑦ 当該補助事業に係る工場等の操業を操業開始日から5年間継続すること。	補助金 ○幸田町内に工場等の新設又は増設をする企業に対し、愛知県と連携して再投資の費用の一部を補助する。 ○補助対象経費 土地を除く固定資産取得費用（建物及び償却） ○補助率 ・中小企業 10%以内 （限度額 10 億円） ・大企業 5%以内 （限度額 5 億円）

23561

愛知県

設楽町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設、拡張　500	20	課税減免	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内　容
設楽町企業再投資促進補助金交付要綱	H25.4.1	次のいずれにも該当する、工場等の新増設を行う中小企業等 (1)中小企業 ア 20年以上町内に立地し所定の常用25人以上の雇用者数を有し交付期間中、常用雇用者数を25人以上維持できるもの イ 新増設に係る固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること (2)その他の企業(既設建物内に係る行為を除く) ア 20年以上町内に立地し所定の常用100人以上の雇用者数を有し交付期間中、常用雇用者数を100人以上維持できるもの イ 新増設に係る固定資産取得費用の合計額が25億円以上であること (1)及び(2)の企業で申請をする場合は愛知県新あいち創造産業立地補助金の認定を受けていること	工場等の新増設に伴う固定資産取得費用の一部を補助 ・中小企業 補助率 10%以内 補助限度額 3億円 ・その他の企業 補助率 5%以内 補助限度額 1億5千万円

23563

愛知県

豊根村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
50	5	課税減免	固定資産税	3年間